

地震災害応急対策・復旧復興対策編

《地震災害応急対策・復旧復興対策編》

目 次

[地震災害応急対策]

第1章 組織動員体制	1
第1節 災害警戒本部体制	1
第2節 災害対策本部体制	4
第3節 事後配備体制	10
第4節 職員の動員配備	12
第5節 災害緊急事態	21
第2章 通信情報体制	22
第1節 災害情報の収集・伝達に関する計画	22
第2節 通信手段の確保	35
第3節 広報・広聴計画	38
第3章 初期応急活動	43
第1節 応援・派遣要請・支援	43
第2節 消火・救助・救急活動	54
第3節 医療救護活動	58
第4節 避難誘導	63
第5節 二次災害の防止	78
第6節 交通輸送対策	83
第7節 ライフラインの緊急対応	96
第8節 被災生活の長期化と問い合わせへの対応	98
第9節 災害救助法の適用	100
第4章 応急対策活動	104
第1節 生活救護に関する計画	104
第2節 応急教育等対策	114
第3節 建築物・住宅応急対策	119
第4節 ボランティアの受入れ	123
第5節 海外からの支援の受入れ	126

第6節	要配慮者への支援	127
第7節	遺体対策	131
第8節	保健衛生活動	135
第9節	廃棄物処理対策	138
第10節	社会秩序の維持	145
第11節	ライフラインの応急対策	147
第12節	農業関係応急対策	154
第13節	義援金品の受付・配分	156

[地震災害復旧復興対策]

第1章	生活の安定	159
第1節	復旧事業の推進	159
第2節	被災者の生活再建等の支援	164
第3節	中小企業の復旧支援	171
第4節	農業関係者の復旧支援	172
第5節	ライフライン等の復旧	173
第2章	復興の基本方針	177

〔地震災害応急対策〕

地震災害応急対策の市が行う応急措置等については、「地震災害応急対策 第1章 第4節 職員の動員配備」以降は市災害対策本部が設置された場合における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準じて行う。

第1章 組織動員体制

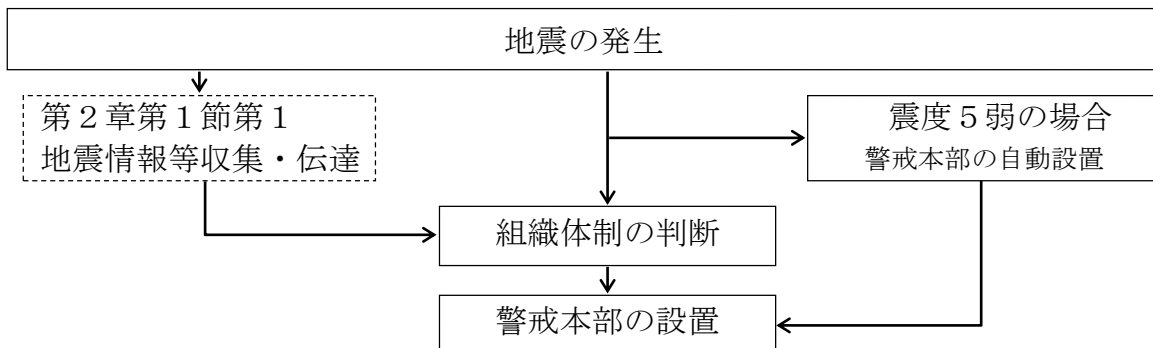
第1節 災害警戒本部体制

実施担当	市議会事務局、危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部、学校教育部
------	---

《基本的な考え方》

市域で震度5弱を観測した場合、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があった場合、及び副市長が必要と認めた場合、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

災害警戒本部体制	1 警戒本部の設置 2 組織 3 事務分掌
----------	-----------------------------

《対策の展開》

1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱を観測したとき
- イ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があったとき
- ウ 副市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれなくなったとき
- エ 災害警戒本部長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

警戒本部は、市役所別館4階の特別会議室とし、必要に応じて対策室を第3・4委員会室に設置する。

2 組織

(1) 警戒本部の組織

- ア 副市長（危機管理部担当）を災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）とする。また、災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）は、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監とする。
- イ 理事、監、副教育長、市議会事務局長及び市長公室長、危機管理部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道部、教育委員会総合教育部、学校教育部（以下「警戒関係部」という。）の各部長を災害警戒本部員（以下「警戒本部員」という。）とする。
- ウ 状況に応じて警戒本部長は、災害警戒本部の実施担当部（警戒関係部）を追加又は減ずることができる。
- エ 警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局（以下「警戒本部事務局」という。）を置く。警戒本部事務局の要員は、危機管理部職員及び警戒関係部の危機管理施策推進委員、災害対策本部事務局の要員として任命されている職員から必要に応じて指名するものとする。
- オ 状況に応じて警戒関係部局の職員は、警戒本部長又は警戒関係部局の警戒本部員の命により警戒本部の活動に従事する。
- カ 状況に応じて警戒本部長は、枚方寝屋川消防組合など関係機関職員に対し、本部会議への出席を要請することができる。

(2) 指揮体制

警戒本部の指揮伝達系統及び指揮順位は、第2節2（2）指揮体制にある災害対策本部体制時の指揮伝達系統及び指揮順位を準用する。

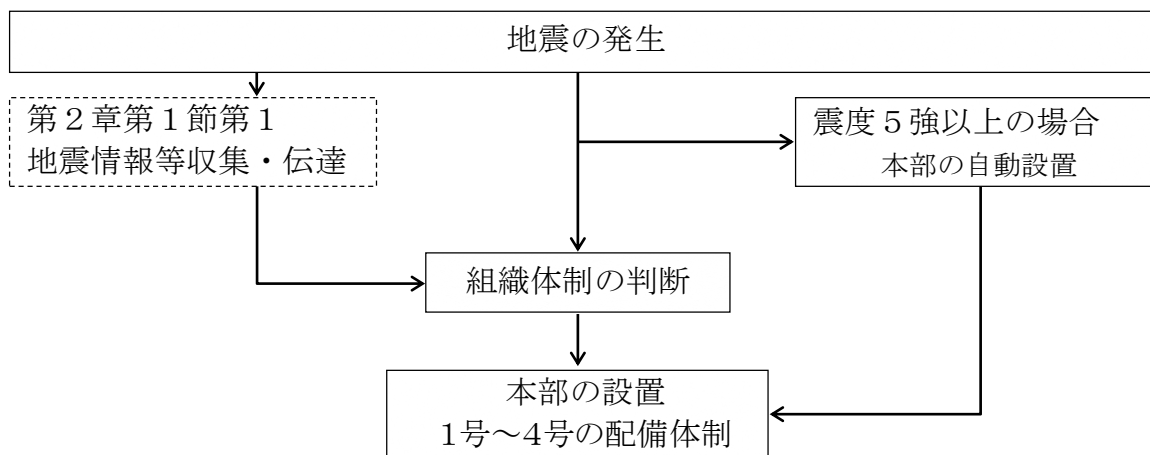
第2節 災害対策本部体制

実施担当 全部局

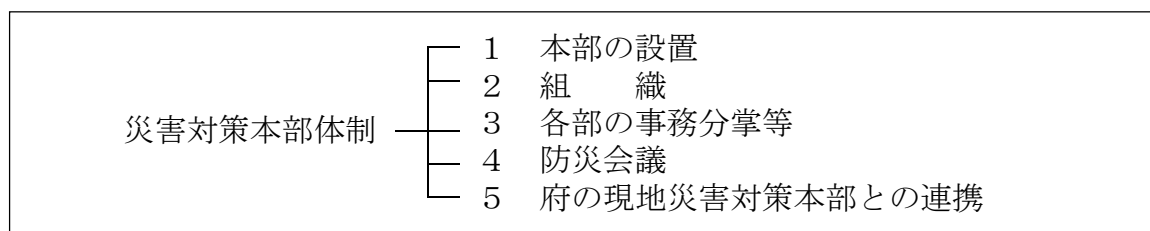
《基本的な考え方》

市域で震度5強以上を観測した場合、又は市長が必要と認めた場合、市長は、枚方市災害対策本部条例に基づき災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 本部の設置

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5強以上を観測したとき
- イ 小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 災害対策本部長（市長）が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、市役所別館4階の特別会議室とし、対策室を第3・4委員会室に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は地域防災センター（輝きプラザきらら）に設置する。

(4) 設置、廃止等の通知

市長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、枚方市防災会議委員、庁内各部、報道機関、その他関係機関に通知する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁 内 各 部	MCA無線及び庁内放送	危機管理部
報 道 機 関	口頭及び文書	市長公室
関 係 機 関 等	MCA無線、電話その他迅速な方法	危機管理部

(5) その他

本部を設置したときは、市役所別館4階特別会議室の入口に「枚方市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

2 組 織

(1) 本部の組織

- ア 市長を本部長とする。
- イ 副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び危機管理監を副本部長とする。
- ウ 理事、監、副教育長、部長職にある者及びその他本部長が認める職員を本部員とする。
- エ 本部のもとに部を置き、部に部長、次長、課長及びその他必要な職員を置く。
部長は、部の災害応急対策等を統括し、次長又は課長は、部の災害応急対策等の推進責任者とする。
- オ 次のように部及び部の職員を置く。

① 枚方市事務分掌条例の規定による部又は室、会計課、上下水道局、市立ひらかた病院、各行政委員会及び市議会を単位として部を置く。各々の機関に所属する職員は、関係する部の職員とする。

② 上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。

カ 災害対策本部（4号）を設置したとき、又は関係する部の間で緊密な連携の下に応急対策等を実施する必要があるときは、災害応急・復旧対策班（以下「対策班」という。）を構成し部署間の応援など柔軟な体制をとるものとする。

対策班には、対策班長、対策副班長及び連絡要員を置く。各対策班の対策班長及び対策副班長は当該対策班を構成する部の部長又はこれに準ずる職員が務めるものとする。対策班長は当該対策班の応急対策を統括、調整し、対策副班長は対策班長を補佐する。なお、各対策班の対策班長及び対策副班長は、枚方市災害対策本部の組織図のとおりとする。

以上のほか、時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、本部の下に組織を臨時に設置し、又は編成することができる。

【枚方市災害対策本部の組織】

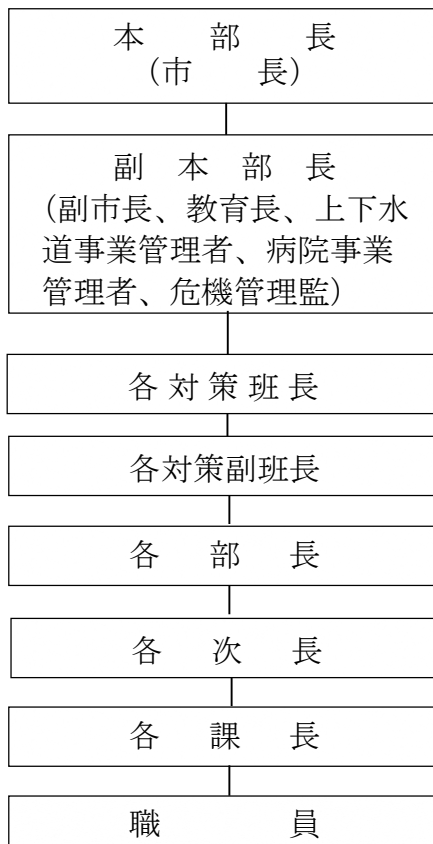


地震災害応急対策・
復旧復興対策編

(2) 指揮体制

本部の指揮伝達系統及び指揮順位は次図のとおりとし、これに基づいて体制を整える。

【指揮伝達系統】



【指揮順位】

本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順 位	代 理 す る 者
1	副本部長（危機管理部を担当する副市長）
2	〃（副市長）
3	〃（危機管理監）
4	〃（教育長）
5	〃（上下水道事業管理者）
6	〃（病院事業管理者）

上記の他、「市長の職務を代理する者の順位を定める規則」の定めるところによる。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - ① 災害応急対策等の方針、推進に関する事
 - ② 配備体制の決定に関する事
 - ③ 各部間の連絡調整事項の指示に関する事
 - ④ 自衛隊の派遣要請の要求に関する事
 - ⑤ 災害救助法の適用要請に関する事
 - ⑥ 他の地方公共団体等への応援要請に関する事
 - ⑦ その他災害に関する重要な事項

(4) 本部事務局

- ア 本部事務局は、本部の事務を円滑に推進するため、本部事務局に情報・対策係、物資補給輸送係、市民対応係を置く。
- イ 本部事務局の職員は、危機管理部職員のほか、資料編第5章第2節の4に掲げる部署に所属する職員から、市長があらかじめ任命した職員で構成する。

3 事務分掌等

本部の事務分掌は、資料編第5章第2節の3のとおりとする。

4 府の現地災害対策本部との連携

府が北河内府民センター又は市庁舎等に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携に努める。

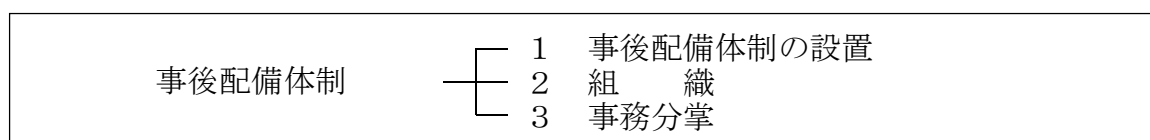
第3節 事後配備体制

実施担当	危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、環境部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会 総合教育部
------	---

《基本的な考え方》

災害が発生するおそれが解消し、災害応急対策等がおおむね完了したが、災害事後対応が必要なときに人員の配備を行い、円滑な災害事後対応を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 事後配備体制の設置

(1) 設置基準

- ア 災害対策本部、又は災害警戒本部廃止後、災害事後対応が必要なとき
- イ 危機管理監が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害事後対応の措置が完了したとき
- イ 危機管理監が適当と認めたとき

(3) 設置場所

事後配備体制は、市役所別館4階の特別会議室に設置し、必要に応じて対策室を第3・4委員会室に設置する。

2 組 織

(1) 事後配備体制の組織

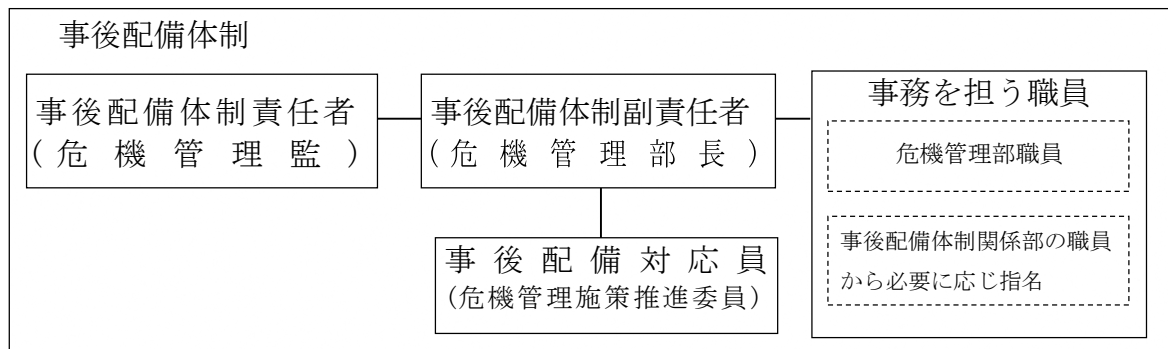
- ア 危機管理監を事後配備体制責任者とし、事後配備体制副責任者を危機管理部長とする。
- イ 危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、環境部、都市整備部、土木部、上下水道部及び教育委員会総合教育部の各危機管理施策推進委員又は準ずる者を事後配備対応員とする。
- ウ 状況に応じて、事後配備体制責任者は、事後配備体制の実施担当部を追加

又は減ずることができる。

エ 事後配備体制のもとに事務を担う職員を置き、危機管理部職員及び事後配備体制関係部局の職員から必要に応じて指名するものとする。

オ 状況に応じて事後配備体制関係部局の職員は、事後配備体制責任者又は事後配備体制関係部の事後配備対応員の命により事後配備体制の活動に従事する。

事後配備体制の組織



3 事務分掌

必要となる災害事後対応に関すること

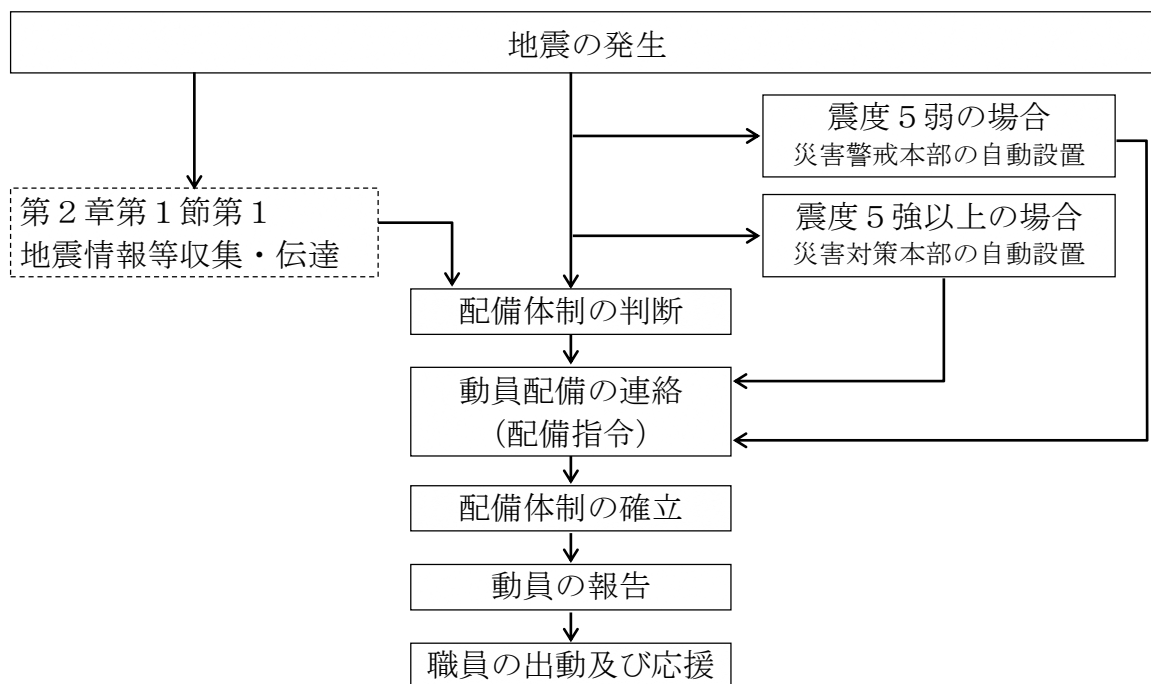
第4節 職員の動員配備

実施担当 全部局

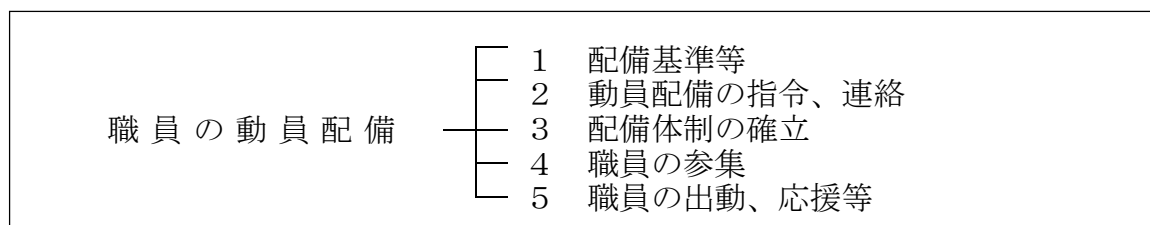
《基本的な考え方》

市は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。また、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 配備基準等

地震災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達

と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

(1) 配備区分と配備基準等

職員の配備は、次の基準による。

表一 1 災害時の配備基準

区 分	配 備 時 期	配 備 内 容
災害警戒本部体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） 2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があったとき 3 本部を設置するに至らない場合で副市長が必要と認めたとき 	<p>警戒関係部で編成し、通信情報収集活動を中心に警戒にあたる体制 〔警戒関係部局〕</p> <p>市議会事務局、危機管理部、市長公室、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、保健所、福祉事務所、子ども未来部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部、学校教育部で構成</p>
災害対策本部体制	1号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度5強を観測したとき（自動配備） 2 市長が必要と認めたとき <p>災害を防ぎよするため、通信情報収集活動を行い、各部最小限度の人員で災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約10%動員</p>
	2号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模な災害が発生した場合で市長が必要と認めたとき <p>小規模な災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約25%動員</p>
	3号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき <p>相当規模の災害応急対策を実施する体制 原則として、職員の約50%動員</p>
	4号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域で震度6弱以上を観測したとき（自動配備） 2 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき <p>市の全力をあげて災害応急対策を実施する体制 全職員を動員（災害時業務継続計画を適用）</p>
事後配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、又は災害警戒本部廃止後、災害事後対応が必要なとき 2 危機管理監が必要と認めたとき 	<p>災害が発生するおそれが解消し災害応急対策等がおおむね完了したが、災害事後対応が必要なときに人員の配備を行い、円滑な災害事後対応を実施する体制 〔事後配備体制関係部局〕</p> <p>危機管理部、市長公室、市民生活部、総務部、観光にぎわい部、健康福祉部、福祉事務所、保健所、環境部、都市整備部、土木部、上下水道局、教育委員会総合教育部で構成</p>
上記の体制以外の配備	市長は、必要に応じて特に必要な部署の職員を動員する配備を指令することができる。	

(2) 配備区分の動員人員

配備区分の動員人員は、次の基準による。

部 署 課 名		配 備 指 令					
		災害警戒 本部体制	災害対策本部体制				
			1号	2号	3号		4号
危機管理部	危機管理政策課	○	緊急出動班体制による				全 職 員
	危機管理対策推進課						
	消費生活センター						
市長公室	秘書課	○	5	13	21		
	広報プロモーション課						
	広聴相談課						
	人権政策室						
総合政策部	市民活動課						
	企画政策室					企画課	
	政策推進課						
	財政課					3	
行革推進課							
	D X 推進課						
市 駅 周 辺 ま ち 活 性 化 部			1	2	4		
市民生活部	市民室		19	40	83		
	地域サービス課						
	市民課						
	国民健康保険室					国民健康保険課	
	後期高齢者医療課						
	年金児童手当課						
	医療助成課						
税務室	市民税課						
	資産税課						
	納税課						
	債権回収課						
総務部	人事課	○	8	19	36		
	職員課						
	コンプライアンス推進課						
	総務管理室					総務管理課	
						財産管理課	
	契約課						
工事検査課							
観光にぎわい部	観光交流課	○	7	14	23		
	商工振興課						
	農業振興課						
	文化生涯学習課						
	文化財課						
	スポーツ振興課						

部署課名		配備指令						
		災害警戒 本部体制	災害対策本部体制					
			1号	2号	3号	4号		
健康福祉部	健康福祉政策課	○	11	25	56	全 職 員		
	健康寿命推進室						長寿・介護保険課	
							健康づくり・介護予防課	
							母子保健課	
	新型コロナワクチン接種対策室							
	福祉指導監査課							
	福祉事務所		健康福祉総合相談課	8	23		42	
			障害企画課					
			障害支援課					
			生活福祉課					
保健所	保健医療課	5	12	22				
	保健衛生課							
	保健予防課							
子ども未来部	子ども青少年政策課	○	9	26	62	全 職 員		
	子どもの育ち見守り室						子ども相談課	
							子ども支援課	
	子育て支援室						私立保育幼稚園課	
							公立保育幼稚園課	
							ひらかた子ども発達支援センター	
	保育幼稚園入園課							
環境部	環境政策課	○	13	35	86	全 職 員		
	循環型社会推進室						循環型社会推進課	
							ごみ減量推進課	
							家庭ごみ業務第1課	
							家庭ごみ業務第2課	
							穂谷川資源循環センター	
							東部資源循環センター	
	希釈放流センター							
環境指導課								
都市整備部	都市計画課	○	都市整備部災害対策体制による				全 職 員	
	住宅まちづくり課							
	市街地整備室							市街地開発課
								連続立体交差課
	施設整備室							施設計画課
								建築課
								設備課
	開発指導室							施設管理課
開発調整課								
	審査指導課							

部署課名		配備指令					
		災害警戒本部体制	災害対策本部体制				
			1号	2号	3号	4号	
土木部	土木政策課	○	緊急出動班体制による				
	道路河川整備課						
	みち・みどり室						道路公園管理課
							維持補修課
							工事委託課
	交通対策課						
用地課							
会計管理者	会計課		1	2	3		
上下水道局	経営戦略室	上下水道計画課	○	上下水道局危機管理マニュアルによる			
		上下水道財務課					
	上下水道総務室	総務課					
		営業料金課					
	上水道室	上水道管理課					
		浄水課					
		上水道工務課					
	下水道室	上水道保全課					
		下水道管理課					
		汚水整備課					
雨水整備課							
下水道施設維持課							
市立ひらかた病院	診療局	診療科	3	6	12		
		手術部					
		消化器センター					
		健診センター					
		中央検査科					
	看護局	栄養管理科					
		看護科					
	事務局	薬剤部					
		医療安全管理室					
		医療相談・連携室					
経営管理室総務課							
経営管理室経営企画課							
医事課							

全職員

地震災害応急対策・復旧復興対策編

部署課名			配備指令					
			災害警戒本部体制	災害対策本部体制				
				1号	2号	3号	4号	
教育委員会	総合教育部	教育政策課	○	7	18	36	全職員	
		新しい学校推進室						
		おいしい給食課						
		中央図書館						
	学校教育部	教育支援室	学校支援課	○	7	19		35
			児童生徒支援課					
			放課後子ども課					
		学校教育室	教職員課					
			教育研修課					
			教育指導課					
市議会事務局	議会総務課		2	4	6			
	議事調査課							
選挙管理委員会事務局				1	2	3		
監査委員事務局				0	1	2		
農業委員会事務局				観光にぎわい部に含む				

2 動員配備の指令、連絡

(1) 動員配備指令

ア 本部設置前

震度階に応じた配備（自動配備指令）となる。

イ 本部設置後

原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。

ウ 特例

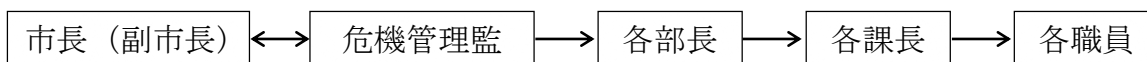
市長（本部長）、副市長（副本部長）は、災害の状況や災害対策活動の進捗状況により、必要と認める特定の部に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

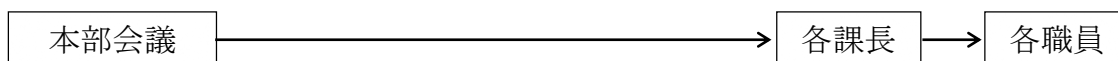
勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり危機管理監が各部長へ連絡し、各部長は各課長等を経て各職員に連絡する。また、必要に応じて庁内放送等により、速やかにその旨を周知する。

勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート

【本部設置前】



【本部設置後】



(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

危機管理部は、地震情報について収集する。また、震度階に応じて又は市長、副市長等の協議により、市長から動員配備指令が出されたときは、直ちに災害情報システムで各職員に連絡する。

ア 参集すべき職員が出勤していない場合は、各部の総務を担当する部署の職員が動員配備指令を連絡する。

イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各部の総務を担当する部署の職員が、部内連絡網により動員配備指令を連絡する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

市域で震度5弱以上を観測した場合、震度に応じた配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに所定の場所に自主参集し、本部

体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、危機管理監、危機管理部長、危機管理部次長のいずれも参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 危機管理部は、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに住民からの通報等による被害情報の收受も行う。
- イ 危機管理部は、必要に応じて府及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 本部事務局員及び危機管理部職員は、速やかに市役所別館4階の特別会議室及び第3・4委員会室に参集し、本部体制が確立できるよう各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参加し、任務に服さなければならない。特に、市域で震度6弱以上を観測した場合、全職員は直ちに次の場所へ非常参集する。

ア 勤務時間内の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は指示された場所

イ 勤務時間外の参集場所

あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、またその他の職員は勤務場所。なお、災害の状況により参集に相当の時間がかかるときは、最寄りの出先機関、指定避難所等にたどり着いた時点で所属長へ連絡する。

(2) 自主参集

勤務時間外において市域で震度5弱以上を観測した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじめ指定された場所に参加する。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

- ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者
- イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5) 動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は

職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」（資料編第5章第2節の5を参照）により総務部に報告する。

総務部は、各部の報告を整理して本部長に報告する。

(6) 参集時の注意事項

ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を実施するとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、「災害連絡票」等を用い、所属長を通じ災害対策本部に報告する。

5 職員の出勤、応援等

(1) 出 動

あらかじめ定められた参集場所へ出勤する。ただし指示がある場合は、指示に従い出勤する。

(2) 職員証等

職員が災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り調査を行う場合には、職員証等をもって職員であることを明らかにする。

(3) 車両配備

出勤に際して使用する車両は、事前届出を行っている緊急通行車両を確保する他、必要に応じた民間への協力要請を含め 最大限の車両配備に努める。

(4) 応援要請

各部は、災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部に応援を要請する。

本市単独で災害応急対策が困難な場合は、「枚方市災害時受援計画」に基づき、大阪府や災害時応援協定締結団体等、外部への応援要請（災害対策要員の派遣等）を検討する。

(5) 部署間の要員調整等

災害の種類や被害の程度・状況に応じて、各部に割り当てられた災害応急対策の業務量に増減が生じることが予想されることから、本部は、状況把握を的確に行い、適宜、業務量が甚大となる部署へ他部の要員を充てるなど、柔軟な体制を採るものとする。

特に災害応急対策が長期にわたる場合は、特定の部署の職員に過度な負担が生じないように配慮する。

第5節 災害緊急事態

実施担当	全部局
------	-----

《基本的な考え方》

枚方市内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した
場合、市は府及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、
応急対策を推進するとともに、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重
要な課題に適切に対応する。

第2章 通信情報体制

第1節 災害情報の収集・伝達に関する計画

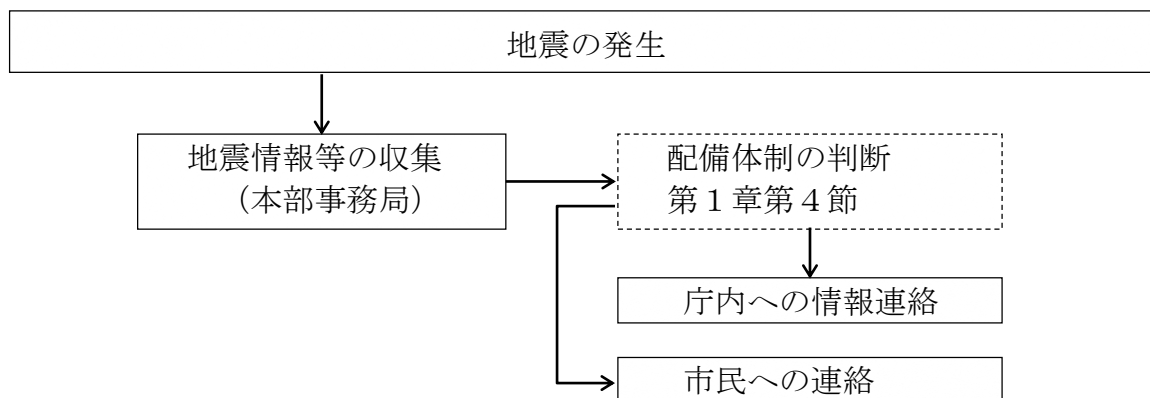
第1 地震情報等収集・伝達

実施担当	本部事務局（危機管理部）、市長公室
------	-------------------

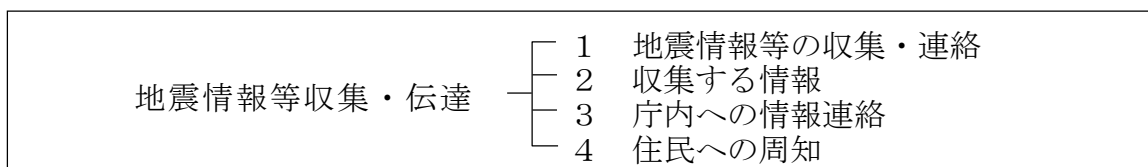
《基本的な考え方》

市は、地震発生後、直ちに大阪府防災情報システムや気象庁から発表される地震情報を収集し、枚方寝屋川消防組合等の防災関係機関と情報の共有を図るとともに、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 地震情報等の収集・連絡

(1) 情報の収集・通報

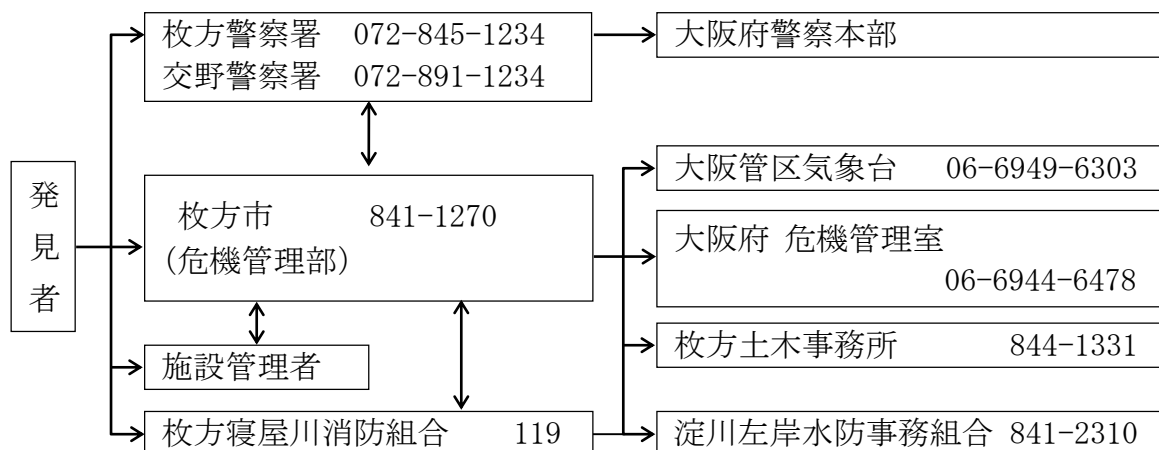
ア 関係機関からの情報収集

- ① 本部事務局は、大阪府防災情報システムや電話、無線等を活用して気象庁の発表する地震情報を速やかに収集する。
 - ② 地震に関する情報はテレビ・ラジオ放送等からも入手する。
- イ 火災情報
- ① 火災発生のお知らせは、通常の場合、住民からの119番通報による。
 - ② 電話不通時は、住民から各消防署所等への掛けつけ通報による。
- ウ 異常現象発見時の通報
- ① 災害発生のおそれのある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、本部事務局、警察署又は消防署所に通報する。
 - ② 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに本部事務局に連絡する。
 - ③ 連絡を受けた本部事務局は、直ちに関係機関と共有し、早期に応急対策を講ずる。
 - ④ 連絡を受けた本部事務局は、住民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区気象台、府（大阪府政策企画部危機管理室）及び関係機関に通報するとともに、住民に対してその周知徹底を図る。

異常現象の種類と内容

地震		<ul style="list-style-type: none"> ① 堤防からの漏水 ② 地割れ ③ 湧水の出現 ④ 井戸水位の急激な変動 など
水害 (河川、ため池等)		<ul style="list-style-type: none"> ① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ ② 堤防からの溢水 ③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	<ul style="list-style-type: none"> ① 山鳴り ② 降雨時の水位の低下 ③ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ① 地面のひび割れ ② 沢や井戸水の濁り ③ 斜面からの水の吹きだし など
	がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ① わき水の濁り ② がけの亀裂 ③ 小石の落下 など
	山地災害	<ul style="list-style-type: none"> ① わき水の量の変化（増加又は枯渇） ② 山の斜面を水が走る など

異常現象発見時の伝達経路図



2 収集する情報

(1) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域※）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

※ 枚方市が属する区域は、「大阪府北部」である。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に情報提供する。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震に関する情報は次表のとおりである。

地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

3 庁内への情報連絡

(1) 連絡する情報

地震情報の収集は本部事務局が行い、次の情報については直ちに市長、副市長に報告する。なお、災害警戒本部または災害対策本部を設置する場合は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者にも通知する。

- ア 市域において震度5弱以上が観測された場合の地震情報。
- イ その他重要なもの。

(2) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各部へは、危機管理部が庁内メールまたは災害情報システムによる防災メール、電話などで伝令を行う。あわせて市長公室により庁内放送を行う。
- イ 伝令は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。
- ウ 部内の所属職員への連絡は、部内において行う。

(3) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する配備基準により自主的に参集する。電話やメール等での連絡が可能な場合は、各部長からあらかじめ定められた連絡網によって連絡することもある。

4 住民への周知

(1) 連絡する情報

市は、必要と認められる地震関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。

(2) 周知の方法

ア ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて周知される地震関連情報に加え、市長は、必要と認めた情報等について、知事又は各報道機関に依頼して住民に周知を図る。

イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知する。周知にあたっては、登録携帯電話へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

- ① 防災行政無線の利用
- ② 広報車等の利用
- ③ 電話・口頭等による個別の通知
- ④ 校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等を通じての周知（各地域への情報伝達は、災害情報システムからの一斉メール配信を基本とする）
- ⑤ 市ホームページの利用
- ⑥ 枚方市公式ラインやツイッターや緊急速報メールの利用

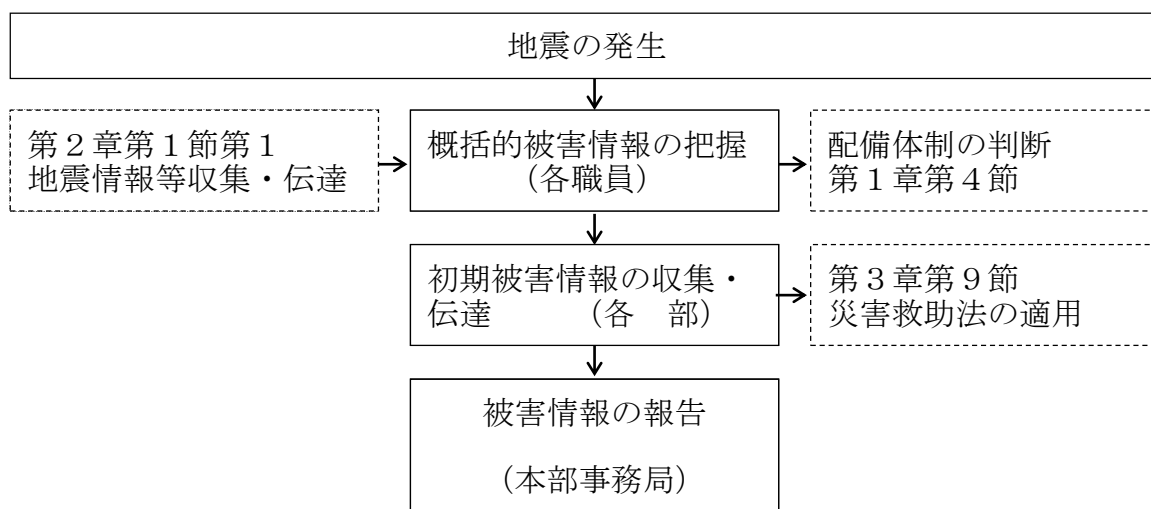
第2 被害情報収集・報告

実施担当	全部局、関係機関
------	----------

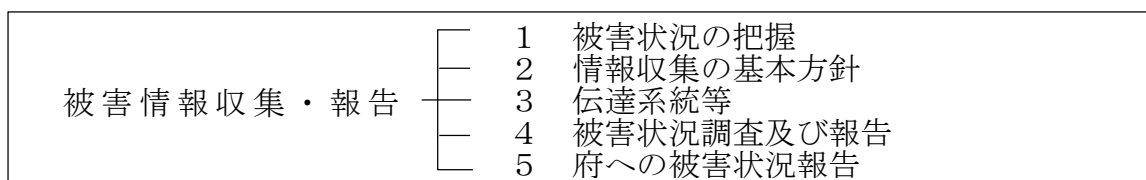
《基本的な考え方》

市は、地震発生後、職員が参集途上で収集した情報や、状況に応じて災害現地に派遣した職員からの情報により、被害状況を把握するとともに、直ちに防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用して、被害状況の早期把握及び応急対策実施のための被害情報の収集活動を、関係機関と連携して実施する。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、人命に関わる情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 枚方寝屋川消防組合からの情報（通報状況等）

- (2) 警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 情報収集の基本方針

地震発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるため、各部長は、地震発生後、直ちに被害調査を行い、その状況を把握して本部長に報告する。

- (1) 災害情報の収集及び本部事務局への報告は、各部において報告責任者を定め、報告の確実性を期する。

また情報の一元化を図るため危機管理監を情報総括責任者にあて、災害情報の収集・総括・報告にあたらせる。

- (2) 情報総括責任者は、災害の推移に応じて迅速かつ正確に本部長に報告する。
- (3) 本部事務局は、各部からの情報を基に全体の被害状況を掌握するとともに、必要に応じて資料を作成し、情報総括責任者に報告する。

[作成する資料]

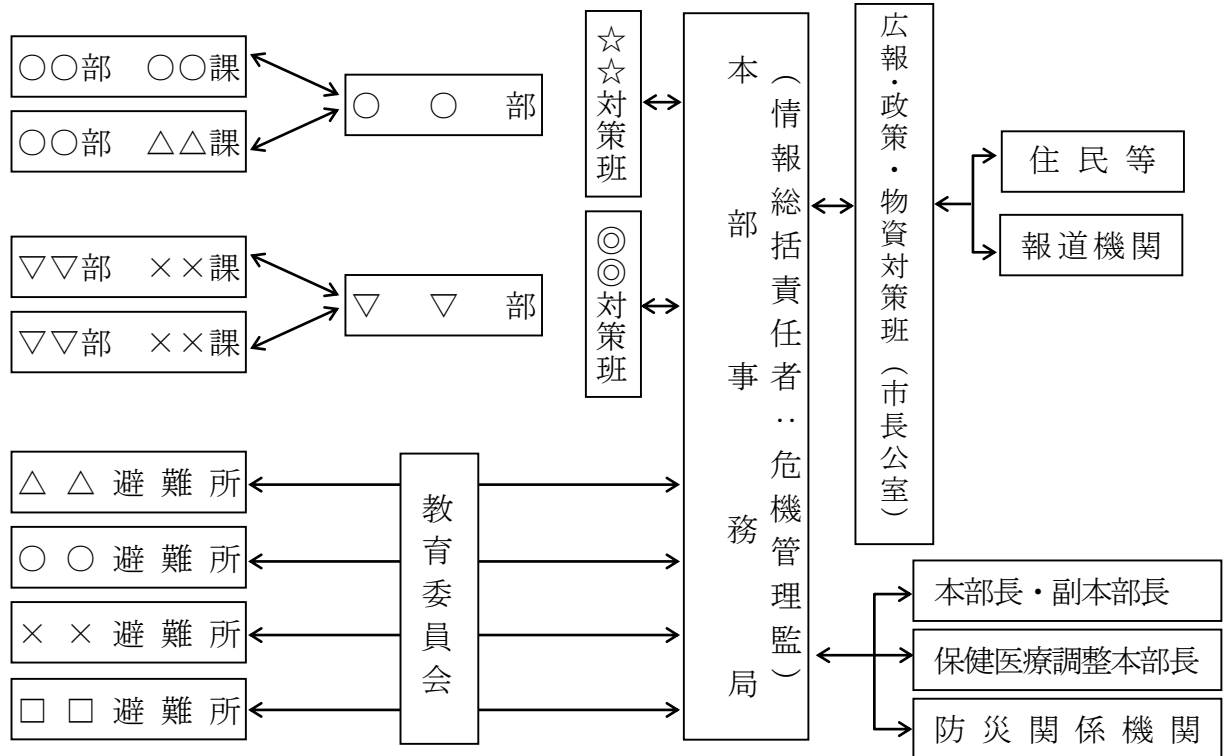
- ア 気象関連情報等の状況、被害状況
- イ 本部会議のための資料
- ウ 状況報告書の作成
- エ 被害分布図の作成
- オ 市民等への情報発信に必要な資料
- カ その他災害応急対策等に必要な資料作成

- (4) 本部事務局は、災害応急対策活動のため、収集した情報を直ちにその被害の種類に応じ関係各部に指示する。
- (5) 各部は、被害情報等の収集にあたっては、災害対応の各時期において必要な情報を、適時、適切に収集し災害応急対策に活用する。

3 伝達系統等

- (1) 庁内の部局間の伝達系統

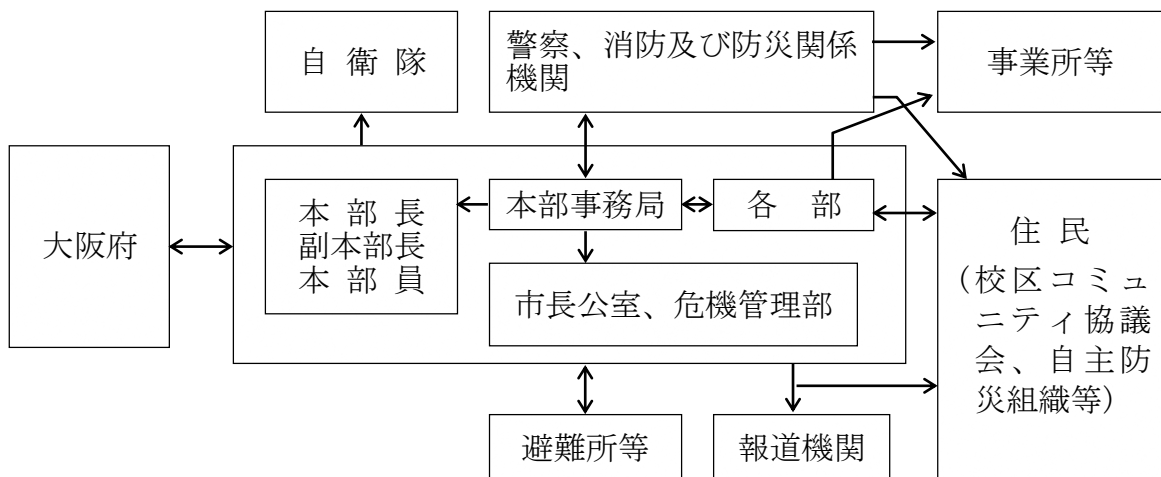
次図のように、各部局で収集した情報を、「災害連絡票」（資料編第5章第5節第5の1様式1を参照）により必要な情報を記載した上で、災害情報システムに入力し、本部事務局に報告する。



(2) 防災関係機関等との伝達系統

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時本部事務局及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 本部事務局と防災関係機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、災害応急対策活動が円滑に実施されるように努める。
- ウ 報道機関に対する被害情報等の伝達は、市長公室を通じて行う。
- エ 市長公室・危機管理部は、必要な被害情報等について住民や校区コミュニティ協議会等の住民団体に向け広報・周知する。

情報伝達系統図



地震災害応急対策・復旧復興対策編

4 被害状況調査及び報告

災害に伴う被害状況の調査及び報告は、各部が迅速かつ確実に次のとおり実施する。

(1) 被害状況調査の時期及び報告

各部は、災害の推移に応じて以下の要領により、被害状況を調査し、その調査結果を本部事務局に報告する。

ア 災害発生時の情報収集

災害応急対策の体制を整えるため、職員は参集途上における被害状況の把握に努める。

イ 初動期の情報収集

災害発生後、時期を逸することなく、被害の発生及び被害の拡大の防止措置を実施するため、緊急対応に必要な災害情報及び被害状況の把握に努める。

ウ 応急対策期の情報

災害発生後の混乱期を経過し、災害が沈静化しはじめたときには、事後の対策に必要な具体的な災害情報及び被害状況の把握に努める。

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。 通報者並びに調査者は、被害の有無及びその程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害（被害）の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。 各部長は災害の推移に伴い、被害状況等を時間を区切って町ごとに取りまとめて本部に報告する。
被害確定調査	被害確定報告	被害状況が明確になったときに調査する。この調査はその後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行うことができる。 本部事務局は、緊急の災害応急対策が終了した時点で、各部から取りまとめられた被害報告を基に全体の被害状況を掌握する。

(2) 報告内容

各部が収集した被害状況調査をおおむね次のような内容でまとめる。

災 害 情 報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被 害 情 報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に関する情報	カ 避難指示の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

[留意事項]

- ア 被害状況調査書には、災害連絡票を用い、写真、地図等の確認資料を適宜添付する（適宜、災害情報システムに入力する）。
- イ 関係機関と常に連絡を図り、情報の緻密正確を期す。
- ウ 被災者台帳を作成する。

(3) 被害調査分担

調 査 担 当 部	調 査 項 目
各 部 共 通	・所管施設・設置構造物の被害調査
総 務 部	・職員の被害調査
市 民 生 活 部	・罹災証明書発行にかかる住家等の被害認定調査
観 光 に ぎ わ い 部	・農業及び商工業者の被害調査 ・文化財の被害調査
健 康 福 祉 部	・人的被害調査 ・医療機関の被害調査 ・毒物劇物保有施設の被害調査 ・食品製造施設の被害調査 ・専用水道、浄化槽、公衆浴場、旅館等、関係施設の被害調査
健 康 福 祉 部 子 ども 未 来 部	・人的被害調査（所管施設入所者関連） ・社会福祉施設等の被害調査

調査担当部	調査項目
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取りに関する調査 ・事業所からの環境汚染に関する調査 ・ごみに関する調査
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定に関する被害調査等 ・宅地造成地等の被害調査
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょう、公園、河川等の土木施設に関する被害調査 ・土砂災害危険箇所等の被害調査
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査 ・水路の被害調査 ・水道施設の被害調査
市立ひらかた病院	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害調査（入院患者関連） ・市立ひらかた病院施設の被害調査
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の被害調査 ・学校施設の被害調査 ・学校教材器具の被害調査 ・社会教育施設等の被害調査

5 府への被害状況報告

(1) 報告基準

府（危機管理室）への報告は本部事務局が、府関係部局への個別報告は各部が、次の基準により行う。

ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 市が本部を設置したもの。

イ 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度5弱以上を観測したもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 災害報告

本部事務局は、大阪府防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告」（資料編第5章第5節第5の3を参照）により被害状況報告を行う。ただし、当該システムが故障等によって運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）に従い府防災行政無線、電話、ファ

クシミリ等で報告することとする。

各部局は、府関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

(3) 被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策を講じる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したものの中から逐次報告する。

ウ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない）である。

エ 通信途絶等により、被害状況等を府に報告できない場合は、災害対策基本法53条第1項に基づき直接、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、府との連絡がとれるようになった後の報告については、府に対して行う。

オ 枚方寝屋川消防組合への通報が殺到した場合、その状況を直ちに府及び消防庁に通報する。その際、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

カ 確定報告は、災害応急対策を終了した後、速やかに行う。

キ 被害が甚大なため市で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、府に応援を求めて実施する。

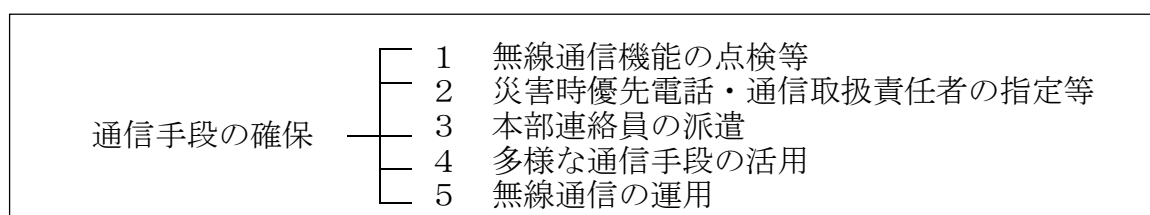
第2節 通信手段の確保

実施担当	全部局
------	-----

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、状況に応じて電話や防災行政無線、MCA無線、府防災行政無線、各機関・事業所専用の無線電話、アマチュア無線等を活用して通信体制を整える。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 無線通信機能の点検等

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、被害の生じた施設設備の復旧を行う。

また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

2 災害時優先電話・通信取扱責任者の指定等

(1) 災害時優先電話

災害情報通信に使用する災害時優先電話は、災害時においてその機能が発揮できるように、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

(3) その他

各部及び防災関係機関は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部及び防災関係機関に修正の報告を行う。

3 本部連絡員の派遣

(1) 各 部

各部は、本部会議との連絡を強化するため、危機管理監から要請を受けたときは、本部連絡員を本部事務局に派遣する。

(2) 防災関係機関

市長は、災害応急対策を実施する上で必要と判断した場合は、防災関係機関に対して、本部との連絡のための本部連絡員を本部に派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

4 多様な通信手段の活用

(1) 電子メール等の利用

本部、市出先機関、防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、電子メール及びファクシミリによる文書連絡とする。

(2) 府防災行政無線の利用

府と府の各出先機関及び各市町村並びに防災関係機関との連絡は、府防災行政無線により行う。

(3) MCA無線の利用

支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、必要に応じてMCA無線により行う。

(4) その他の無線の利用

ア 枚方市医師会等との連携によるMCA無線の活用

イ アマチュア無線非常通信協議会、近畿地方非常通信協議会との連携及び活用

(5) 非常通信等の利用

災害時において、電気通信設備（NTT通信電話等）が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかもMCA無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 警察、消防、鉄道、電気の各機関の保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ その他の無線（運輸業者のMCA無線）

このほか、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線、庁内ネットワークシステム、eメール等の活用を図るとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）なども検討する。

5 無線通信の運用

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。特

に本部においては、「枚方市防災行政無線管理運用規程」第17条に基づき通信の統制を行う。

第3節 広報・広聴計画

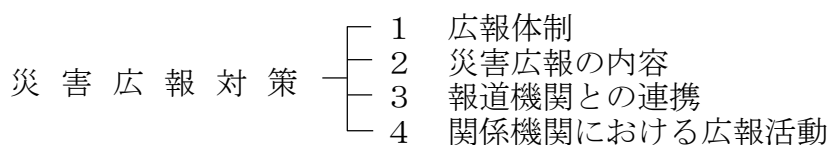
第1 災害広報対策

実施担当	本部事務局、市長公室、観光にぎわい部、健康福祉部
------	--------------------------

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、災害情報等を様々な手段を用いて提供する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

ア 自分の身の安全確保

イ 近所での助け合い

ウ むやみな移動の抑制

エ 出勤・通学の抑制

2 広報体制

(1) 実施主体

- ア 本部事務局及び市長公室は、関係部や関係機関との協議により、集約した情報を基に広報内容・時期を決定する。
- イ 本部事務局及び市長公室は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。
- ウ 市長公室は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

(2) 広報の方法

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行等
- イ 広報車による現場広報
- ウ 防災行政無線（同報系）による地区広報
- エ 指定避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビへの情報提供による広報
- カ インターネット（市ホームページ）やSNSによる広報
- キ 枚方市公式ラインやツイッターや緊急速報メールによる広報
- ク 録音媒体やファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した広報
- ケ 外国語による広報

3 災害広報の内容

災害広報は、災害により精神的に混乱し、不安定な状態に陥っている住民の気持ちを回復させるため、的確かつ迅速に、本部事務局に集まる情報を整理・分析して広報する。

(1) 地震発生直後の広報

地震発生直後に、住民広報として特に必要となる項目は、次のとおりである。

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ（火気使用注意）
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難指示の呼びかけ
- オ 応急救護所の開設等の医療情報
- カ 指定避難所開設の情報
- キ 要配慮者への支援及び人命救助等の協力呼びかけ
- ク 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起

(2) その後の広報

- ア 二次災害の危険性に関する情報
- イ 指定避難所に関する情報
- ウ 被災状況とその後の見通し
- エ 被災者のために講じている施策に関する情報
- オ ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- カ 医療機関などの生活関連情報
- キ 交通規制情報
- ク 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- ケ 義援物資等の取扱い及びボランティアの受入れ等
- コ 教育及び福祉関連情報

4 報道機関との連携

市長公室は、報道機関の協力を得て広報活動を実施する。

(1) 緊急放送の実施

被害状況に応じて、放送事業者に緊急放送を依頼する。

また、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の報道機関に対し放送要請する。

- ア 日本放送協会（大阪放送局）
- イ 民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）

(2) 報道機関への情報提供

本部事務局からの地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等については、報道機関に対し定期的に記者発表を行うとともに必要に応じて随時、情報提供を行う。

5 要配慮者に配慮した広報

市長公室及び健康福祉部は、点字、録音媒体等の活用や外国語による放送など、要配慮者に対する適切な対応を行う。

- ア 障害者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送や手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。
- イ 避難行動要支援者への情報提供
広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

6 関係機関における広報活動

関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切

な災害広報を実施するとともに、広報事項を本部事務局に通知する。

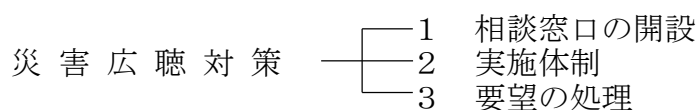
第2 災害広聴対策

実施担当	市長公室、各部、本部事務局
------	---------------

《基本的な考え方》

市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに速やかに対応するため、積極的に広聴活動を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 相談窓口の開設

地震発生後、時間的経過とともに変化していく相談内容に対応できるよう総合相談窓口を開設する。

(1) 二次災害等に関する相談

二次災害防止や建物の修復に関する問い合わせなどに対応するため、市長公室と関係部が連携して総合相談窓口を設置し、復旧に向けた住民の相談に応える。

(2) 特別相談

災害応急対策が一段落した時期に、状況に応じて市長公室と関係部が連携しながら被災地の指定避難所等に出向いて実施する。

2 実施体制

(1) 各部から職員を派遣するとともに、ボランティアの協力も得て相談業務全般について実施する。

(2) 相談窓口の開設時には、チラシや広報紙、市ホームページ、報道機関、防災行政無線等で住民へ周知する。

(3) 相談窓口には専用メール及び専用電話、専用ファクシミリを備える。

(4) 窓口相談対応の長期化が見込まれる場合は、専属組織に切り替えるなど長期

的な視点にたった体制を構築する。

3 要望の処理

- (1) 相談窓口で受け付けた要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (2) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

第3章 初期応急活動

第1節 応援・派遣要請・支援

第1 広域応援等の要請と受入れ・支援

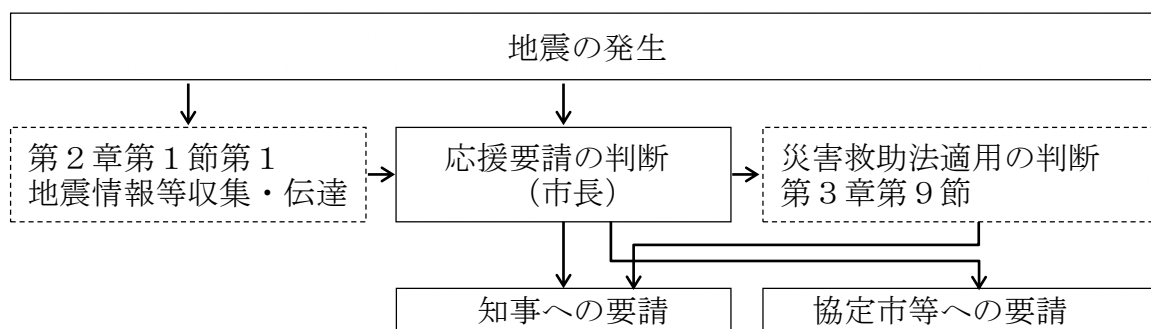
実施担当	本部事務局、総務部、関係部局（協定締結部局）
------	------------------------

《基本的な考え方》

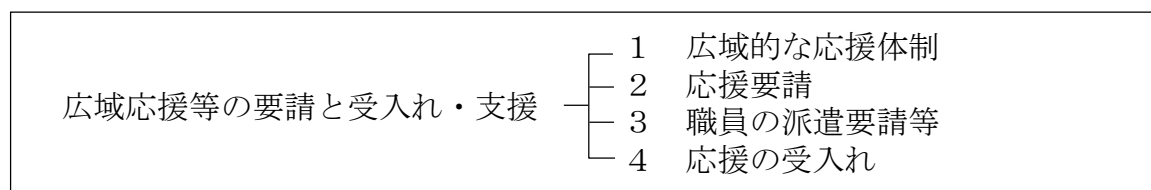
市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に防災関係機関に応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

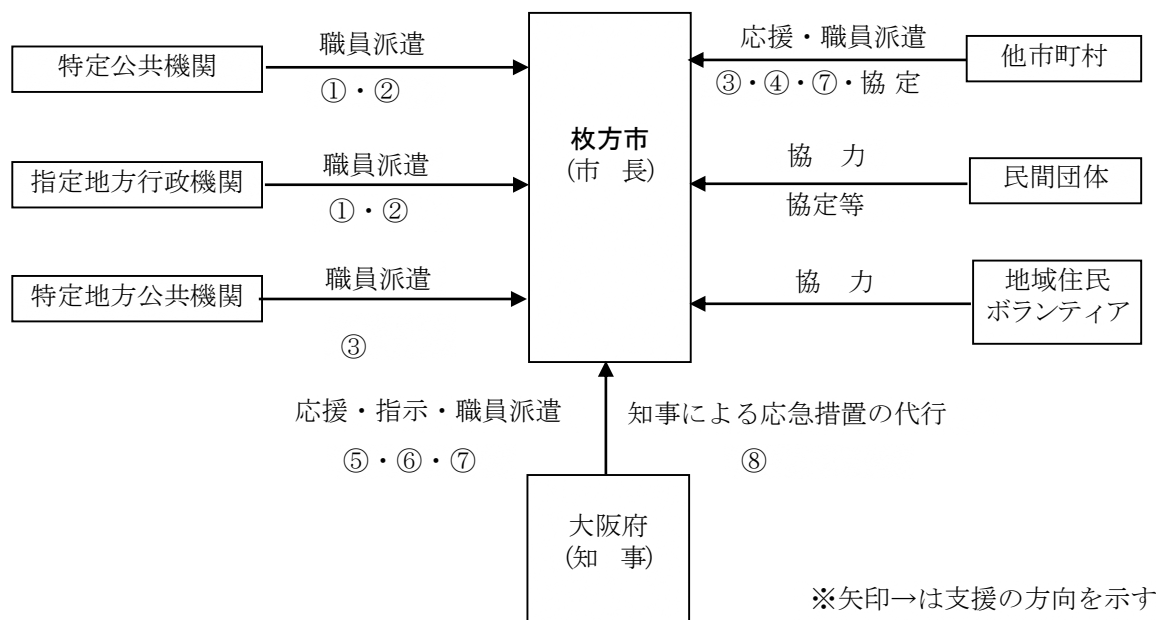


《対策の展開》

1 広域的な応援体制

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統は次図のとおりである。

法律、協定に基づく応援協力の要請系統



- ① 災害対策基本法第29条第2項（職員の派遣の要請）
（市長等^{※1}が指定地方行政機関の長又は特定公共機関^{※3}に対し職員の派遣を要請する）
- ② 災害対策基本法第30条第1項（職員の派遣のあつせん）
（市長等^{※1}が知事に対し指定地方行政機関、特定公共機関^{※3}の職員の派遣についてあつせんを求める）
- ③ 災害対策基本法第30条第2項（職員の派遣のあつせん）
（市長等^{※1}が知事に対し他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※4}の職員の派遣についてあつせんを求める）
- ④ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
（市長等^{※1}が他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める）
- ⑤ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する）
- ⑥ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示等）
（知事が市長に対し、災害の応急措置・応急対策について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する）
- ⑦ 地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣）
（市長等^{※1}が知事等^{※2}、他の市長等に対し、職員の派遣を求める）
- ⑧ 災害対策基本法第73条第1項（知事による応急措置の代行）
（市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行する）

※1：市長等

- 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員
- ※2：知事等
都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員
- ※3：特定公共機関
指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害
応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指
定したもの
- ※4：特定地方公共機関
指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の
実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に
行動する。

2 応援要請

(1) 府、指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、
知事又は指定地方行政機関等の長に対して次の必要事項を記載した文書をも
って、応援を求める。応援要請に係る手続きは、本部事務局が担当する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口
頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、本部事務局及び総務部を通して応援要請を行ういとまのないときは、
各部局において府の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに総務
部に報告するものとし、市長は要請した旨を知事に報告する。

(2) 府下市町村への応援要請

市長は、府への応援要請のほか、必要に応じ府下市町村に対し次の必要事
項を記載した文書をもって応援を求める。応援要請に係る手続きは、本部事
務局及び総務部が担当する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口
頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事
に報告する。

大規模地震の場合、府下市町村、その他近隣市町も本市と同様に被害を受
けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断
する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由

- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、知事に直ちに応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

(4) 相互応援協定市への応援要請

市長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。応援要請に係る手続きは、基本的に当該協定の所管元である各部・各課で応援要請・受入を行い、総務部に状況報告を行う。

3 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員派遣を要請する。派遣要請等に係る手続きは、本部事務局が担当する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあつせんを要請する。

派遣又は派遣のあつせんを要請するときは、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあつせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあつせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあつせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

4 応援の受入れ

府や府下市町村、指定地方行政機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局が確認し、総務部及び応援を要する部署へ速やかに連絡する。

また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の

習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足することが想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう要請する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを枚方寝屋川消防組合と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

(5) 応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、所管施設を活用して確保する。ただし、当該部署における確保が困難な場合は、本部事務局において対応する。

(6) 応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

応援職員等に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布することができるよう、準備しておく。

(7) 応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

応援職員の宿泊場所及び食料等の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じて宿泊場所に関する情報提供などを行う。

5 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

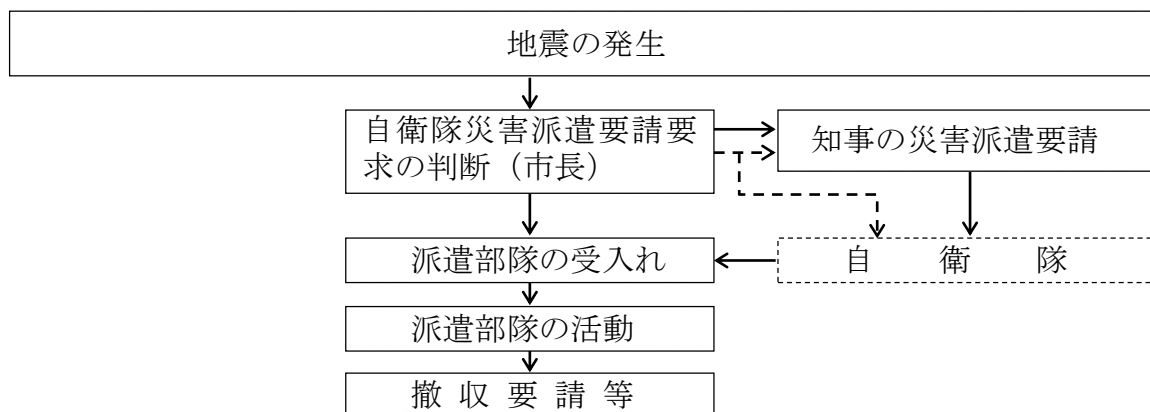
第2 自衛隊の災害派遣要請

実施担当 本部事務局（危機管理部）、総務部

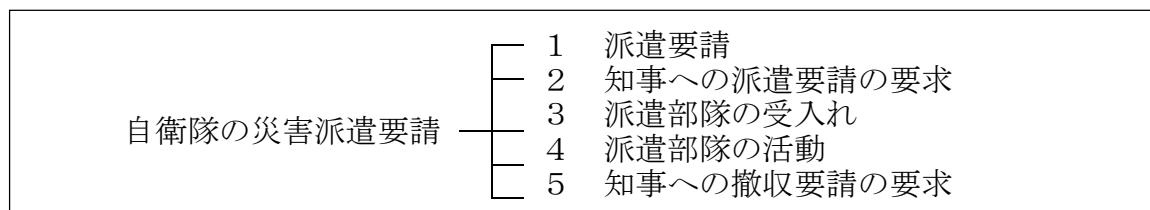
《基本的な考え方》

市長は、被害が大規模であり、市及び関係機関だけでは住民の安全を確保することが困難と判断した場合、自衛隊の災害派遣の要請を知事に要求する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 派遣要請

（1）市長の派遣要請の要求

ア 市長は、要請基準により知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。

イ 市長は、知事に通信途絶等により要求できない場合は、自衛隊に直接通知する。

※派遣要請に係る手続きは、本部事務局内に設置する受援調整班が担当する。

※原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(2) 知事の派遣要請

- ア 知事は市長等から派遣要請の要求があり必要な場合、自衛隊に要請する。
- イ 知事自らの判断で必要と認めた場合、自衛隊に要請する。

(3) 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまのないとき、自衛隊は、次の判断基準により自ら派遣することができる。

- ア 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要が認められる場合
- ウ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- エ 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- オ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(4) 災害派遣要請要求の基準

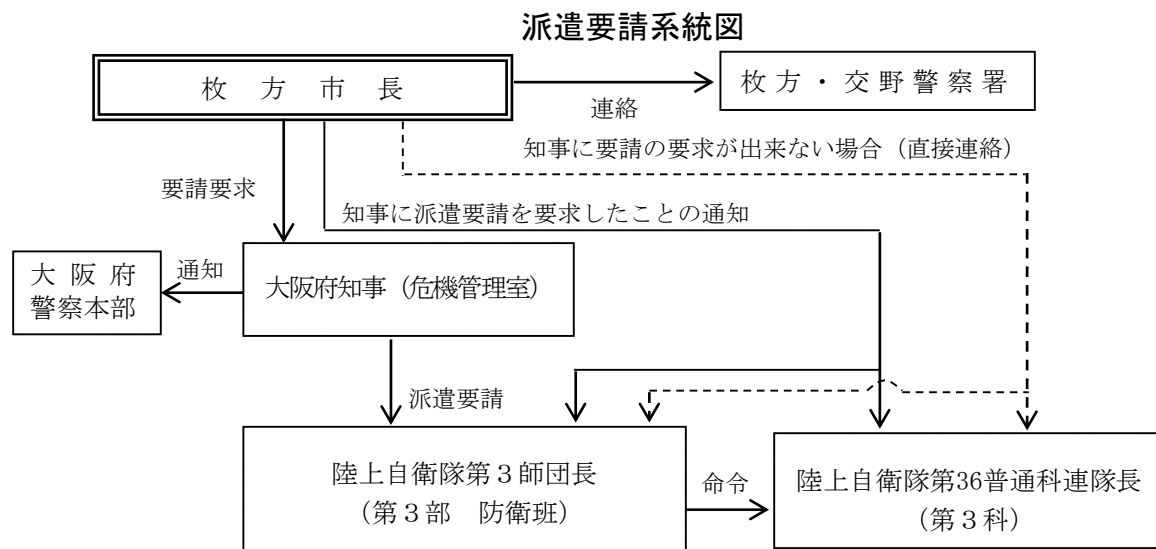
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

ただし、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知する。その場合には、通知した旨を知事に通知する。

なお、派遣要請の決定にあたっては、府等と連絡協議し迅速に行うものとする。

2 知事への派遣要請の要求

知事に自衛隊の派遣要請を要求するときは、「災害派遣要請要求書」（資料編第5章第4節の1を参照）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事（府危機管理室）に要求し、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。



派遣要請連絡先

- ・大阪府知事（危機管理室長）
大阪府防災行政無線 220-8920
電話 直通 06-6944-6478
- ・陸上自衛隊第3師団長（第3部防衛班）
大阪府防災行政無線 823-8900
電話 072-781-0021 内線 333
夜間 301
伊丹市広畑1-1
- ・第36普通科連隊長（第3科）
大阪府防災行政無線 824-8900
電話 072-782-0001 内線 4031, 4032
夜間 4004
伊丹市緑ヶ丘7-1-1
陸上自衛隊伊丹駐屯地

3 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の受入れ担当
自衛隊の受入れ（連絡班含む）、調整は「災害派遣要請要求書」に基づき、総務部において受け入れに関する連絡調整のために連絡担当者を指名し、窓口を設置する。
- (2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加
自衛隊連絡所を設け、必要に応じて本部会議に参加を要請する。
- (3) ヘリポート等の開設準備
あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。
- (4) 活動実施期間中の現場責任者の設定
活動実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。
- (5) 派遣部隊の活動に必要な資機材の準備
派遣部隊が行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。
- (6) 派遣部隊の宿泊施設
災害派遣部隊の野営適地として、後方支援活動拠点（山田池公園・枚方市立陸上競技場）を優先的に指定することとし、災害の規模等状況に応じて適当な活動拠点を調整する。

4 派遣部隊の活動

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）に基づき、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
- (6) 道路又は水路の機能確保
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、これらの機能確保又は除去にあたる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯又は給水の支援
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する防衛省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 知事への撤収要請の要求

市長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったと認めたときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」（資料編第5章第4節の2を参照）に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第2節 消火・救助・救急活動

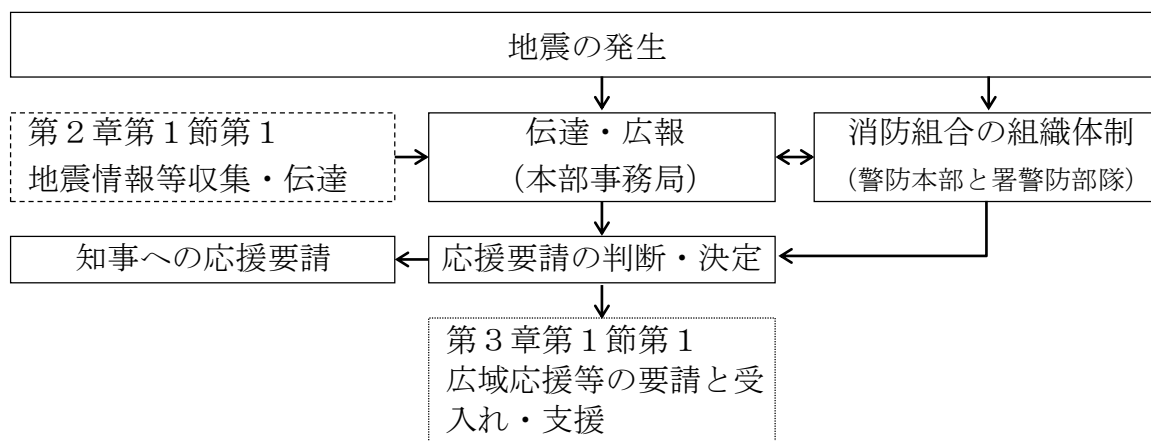
実施担当

枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団、枚方・交野警察署、本部事務局（危機管理部）及び関係部局

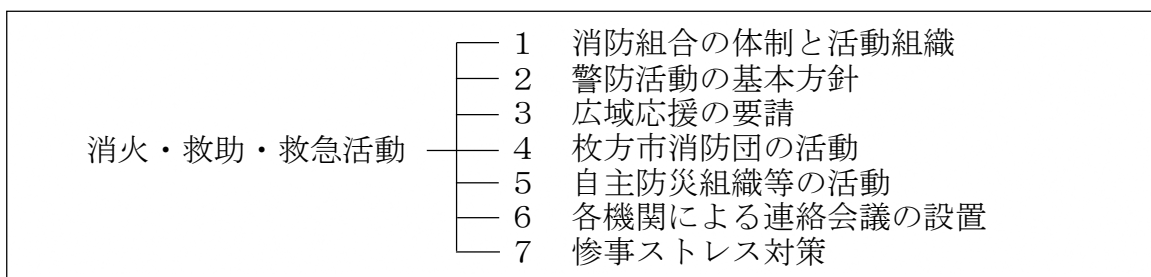
《基本的な考え方》

消防機関は、地震に伴う二次災害を防止するなど、被害の軽減を図るため消火・救助・救急活動を枚方寝屋川消防組合地震災害消防計画に基づき、迅速かつ的確に実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 消防組合の体制と活動組織

枚方寝屋川消防組合は、大規模地震が発生し、通常の警防体制では効果的な警防活動を実施することが困難と予測されるときに、現に勤務している職員以外の職員を非常招集し、現警防体制を強化し非常警備体制をとる。

(1) 非常警備体制

消防長は、次の基準に該当する場合は非常警備体制へ移行、縮小又は解除する。

ア 移行基準

- ① 管轄区域内で震度4以上を観測したとき
- ② 管轄区域内で震度4未満を観測した場合でも、災害状況の変化に応じて警防活動の強化を必要と判断したとき

イ 解除基準

- ① 災害発生のおそれが解消したとき及び災害の処理が完了したとき
- ② 消防長が適当と認めたとき

(2) 非常招集の区分

ア 震災1号招集（震度4）

本部職員 課長以上の職員（ただし、交替制勤務員を除く。）及び指定職員

各署職員 課長以上の職員（ただし、交替制勤務員を除く。）

イ 震災2号招集（震度5弱）

本部職員 全員（ただし、警防課員の交替制勤務員の調査担当及び指令課員週休者を除く。）

各署職員 警備課員（毎日勤務者）消防司令以上の職員、枚方市・寝屋川市及び隣接市町居住の非番職員

ウ 震災3号招集（震度5強以上）

全職員

エ 特命招集

震度に関係なく指名された職員

(3) 活動組織

非常警備体制時における消防組合の組織は、本部長、副本部長及び消防本部職員で構成する警防本部と、部隊長、副部隊長及び消防署職員で構成する3つの署警防部隊によって編成される。

警防本部は、警防活動を統括指揮し、それぞれの署警防部隊は警防活動の実施にあたる。

ア 警防本部

警防活動を効果的に行うため、消防本部に警防本部を置き、警防活動を総括する。

イ 署警防部隊

警防活動を効果的に行うため、署は部隊編成計画に基づき、それぞれの署警防部隊を編成し、警防活動の実施にあたる。

2 警防活動の基本方針

(1) 消火活動

初動配備体制を確立し、災害様態に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況を勘案して消火活動を実施し、出火防止及び火災の早期鎮圧、並びに延焼拡大防止に努める。

また、火災が各地で同時多発した場合は、重要防ぎょ地区等を優先し、避難の安全確保に努める。

(2) 救助・救急活動

枚方・交野警察署及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、本部及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

ア 救助活動

- ① 延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- ② 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等の地域住民とも連携し、救助救出を行う。また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動の円滑化を図る。

イ 救急活動

- ① 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。
- ② 救出・救助活動は、救命措置を必要とする重傷者を最優先とする。
- ③ 傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

ウ 行方不明者の捜索活動

- ① 行方不明者の捜索にあたっては、枚方寝屋川消防組合が、枚方・交野警察署及び地域住民と協力して実施する。
- ② 行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
- ③ 行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理などの円滑化を図る。
- ④ 捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて府及び隣接市町に応援を求める。
- ⑤ 遺体を発見した場合は、速やかに枚方・交野警察署に連絡する。

(3) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、住民の安全避難を確保するための活動を行う。

3 広域応援の要請

(1) 広域消防相互応援協定

枚方寝屋川消防組合の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請し、迅速かつ的確な対応を図る。

(2) 知事への応援要請

市長は、市全域災害等で必要な場合は、災害対策基本法第68条の規定によ

り、知事への応援を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(3) 航空消防応援協定

大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、協定に基づき応援を要請する。

ヘリポートは、災害状況を踏まえ必要に応じて災害時用臨時ヘリポートの中から選定し対応する。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

枚方寝屋川消防組合管理者又は消防長は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、知事に直ちに応援要請を行うものとする。

なお、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

(5) 応援部隊の誘導

応援部隊が有効に活動できるよう後方支援活動拠点（山田池公園・枚方市立陸上競技場）、被災地等へ誘導を行う。また、火災の状況、地理、水利の情報を提供する。

4 枚方市消防団の活動

枚方市消防団は「消防団活動マニュアル」に基づき活動する。

5 自主防災組織等の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、消防機関、警察署など防災機関との連携を図る。

6 各機関による連絡会議の設置

市、枚方寝屋川消防組合、府、枚方・交野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3節 医療救護活動

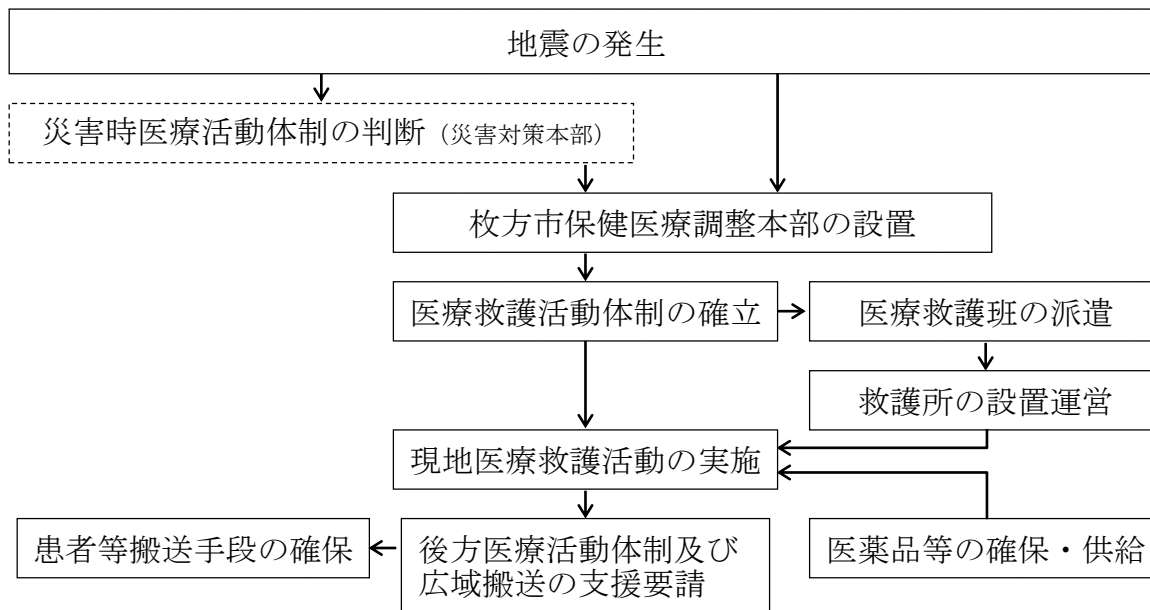
実施担当	健康福祉部、市立ひらかた病院、枚方寝屋川消防組合、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会
------	--

《基本的な考え方》

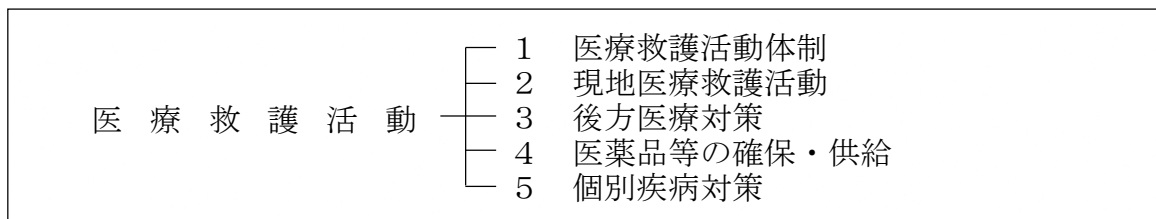
市は、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会（以下「三師会」という。）等と連携し、「枚方市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）及び保健医療活動を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 医療救護活動体制

(1) 枚方市保健医療調整本部の設置

市は、必要に応じ枚方市保健所に枚方市保健医療調整本部を設置し、大阪府保健医療調整本部のカウンターパートとして災害発生直後から中長期に亘る枚方市域の医療救護活動及び保健医療活動の戦略的マネジメントを行う。

(2) 医療情報の収集・提供活動

枚方市保健医療調整本部は、枚方寝屋川消防組合や三師会をはじめとする災害医療関係機関と協力し、救急医療用MCA無線及び広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用して人的被害、医療機関被害、活動状況及び医療ニーズ等の情報を集約する。

これを基に救護所の設置・運営や医療救護班の編成・派遣など、医療救護活動体制を確立する。

また、把握した情報は速やかに大阪府保健医療調整本部へ報告するとともに、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

大阪府保健医療調整本部は、地域保健医療調整本部からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供する。また必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

(3) 医療救護活動体制の確立

ア 医療救護班の編成・派遣

① 市立ひらかた病院及び三師会は、枚方市保健医療調整本部の決定により医療救護班を編成し、拠点応急救護所等へ派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

② 医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両等を活用して行う。医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

イ 支援医療班派遣要請

① 市の医療救護班の体制をもってしてもなお、医療救護体制の確立ができないときは、枚方市保健医療調整本部が大阪府保健医療調整本部を通じて、DMAT、JMAT、日赤等に医療救護班の派遣要請を行う。

② 大阪府保健医療調整本部は要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行い、活動場所（医療機関・救護所・航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関し

ては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びD P A T事務局に対して他府県のD P A Tの応援派遣の要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し、調整を行う。

- ③ 災害拠点病院等の医療機関は大阪府保健医療調整本部若しくは枚方市保健医療調整本部の要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは医療救護班として医療救護活動を実施する。

ウ 救護所の設置・運営

- ① 健康福祉部は、枚方市保健医療調整本部の判断に基づき、拠点応急救護所をあらかじめ指定した施設に設置する。また、災害の状況に応じて、災害の現場付近に現場応急救護所を設置し、運営する。
- ② 健康福祉部は、枚方市保健医療調整本部の判断に基づき、指定避難所やその他適当な場所に、医療救護所を設置し、運営する。また、医療機関開設者の承諾を得て医療機関を医療救護所に指定する。

エ 医療救護班の受入れ

医療救護班の受入場所は枚方市保健医療調整本部とし、医療機関等の協力のもと、救護所への配置調整を行う。

2 現地医療救護活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所（拠点・現場）における現場救急活動

災害発生直後に市立ひらかた病院及び三師会が編成し派遣する医療救護班は、応急救護所でトリアージや応急措置等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

各医療関係機関から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災者の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

- ア 患者に対する応急処置
- イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災者の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

3 後方医療対策

(1) 後方医療の確保

枚方市保健医療調整本部は、枚方寝屋川消防組合と連携し、救急医療用MCA無線システムや広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報をもとに、被災を免れた市域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他市等にも患者の受入病床の確保を要請する。

（2）後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けられない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

ア 受入れ病院の選定と搬送

枚方市保健医療調整本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

イ 患者搬送手段の確保

- ① 患者の陸上搬送は、原則として枚方寝屋川消防組合や関係機関が所有する救急車で行う。なお、救急車の確保が困難な場合、枚方市保健医療調整本部は、公用車やタクシー等民間交通機関に協力要請を求めるほか、大阪府保健医療調整本部に搬送支援を要請して確保する。
- ② 枚方市保健医療調整本部は、航空機による搬送が必要と認めるときは、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機などによる搬送を大阪府保健医療調整本部に要請する。
- ③ 大阪府保健医療調整本部は、海上搬送を行う船舶を確保する。また、空港等に航空機搬送拠点医療施設（SCU）を設置し、被災地内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地外へ搬送を行う。

（3）災害医療機関の役割

ア 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供
- b 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- c 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

イ 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

ウ 枚方市災害医療センター

枚方市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

【病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

エ 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び枚方市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

【災害医療協力病院名】 資料編第5章第9節の2を参照

【MC A無線設置病院名】 資料編第5章第9節の3を参照

オ 災害医療協力医院

災害医療協力医院は枚方市医師会と連携・協力して救護班の編成並びに患者の受入れを行う。

4 医薬品等の確保・供給

枚方市保健医療調整本部は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府保健医療調整本部に対して供給の要請を行う。

5 個別疾病対策

枚方市保健医療調整本部は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患、糖尿病等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4節 避難誘導

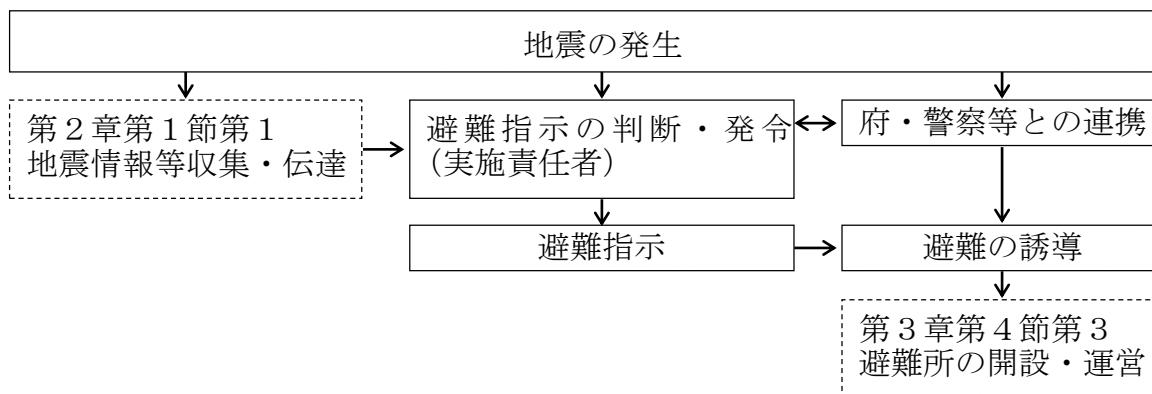
第1 避難の指示・誘導

実施担当	本部事務局（危機管理部）
------	--------------

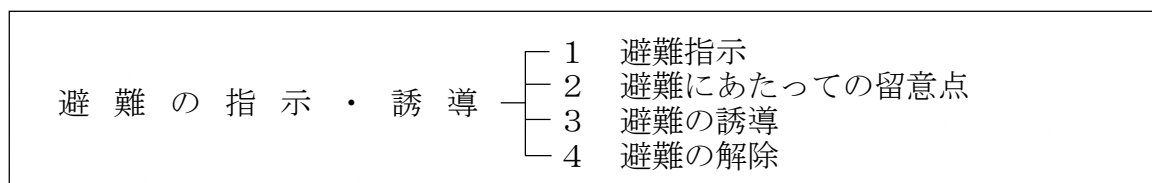
《基本的な考え方》

大地震により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市及び関係機関は、危険区域内の住民等に対して避難のための立ち退きを指示し、安全な場所に避難させるなど人命の被害軽減を図る。その際、市は、自らが定める「枚方市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 避難の指示

(1) 避難の指示者

地震災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が避難の指示を行う。

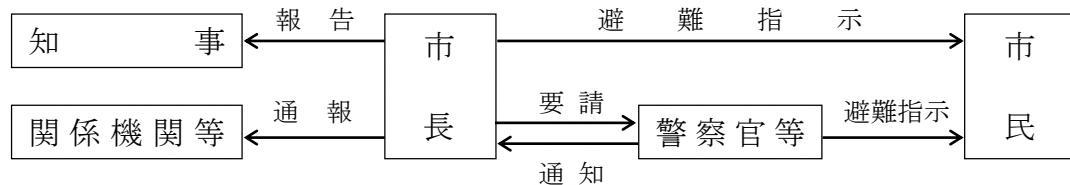
実施者	災害の種類	要件	根拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (「緊急安全確保措置」の指示)	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止 法第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

- ※指示は、避難すべき時期が切迫した場合、また災害発生現場に残留者が居る場合に行う。
- ※市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- ※市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

※市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する枚方市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を発令する。

(2) 避難指示の流れ

- ア 実施責任者は、指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。
 なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。
- イ 市長は、指示を行った場合、その旨を知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。



(3) 指示

避難の指示は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

指示のめやすは以下のとおりである。

- ア 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- イ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき
- ウ 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- エ 火災が拡大するおそれがあるとき
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき

(4) 住民に対する周知

避難の指示にあたっては、避難行動要支援者にも配慮して、本部事務局が市長公室と連携して住民への周知徹底を図る。

ア 周知の内容

- ① 指示者
- ② 避難すべき理由
- ③ 避難すべき場所
- ④ 避難後の指示連絡など

イ 周知の手段

- ① 防災行政無線
- ② サイレンの吹鳴及び警鐘
- ③ 広報車
- ④ 有線電話
- ⑤ 広範囲に及ぶ場合は、テレビやラジオ

- ⑥ おおさか防災ネットによるメール配信や枚方市公式ライン、ツイッター、緊急速報メール
- ⑦ インターネット（市ホームページ）
- ⑧ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。

ウ 指示の文例

避難指示文

年 月 日
〇〇月〇〇日〇〇時、枚方市長から避難の指示が出ました。〇〇〇〇〇〇のため、〇〇〇〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに当該地区内の指定緊急避難場所に避難してください。

2 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 避難者は、2食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品等を携行する。
- (3) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (4) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (5) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

3 避難の誘導

(1) 住民の避難誘導

市は、住民の避難誘導に際して、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会、枚方市消防団、枚方・交野警察署等と連携し、原則として集団避難を促す。

この際、校区コミュニティ協議会、自主防災組織、自治会等の地域住民組織の協力を得ながら、高齢者、障害者その他要配慮者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。また、枚方市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）に即して、避

難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

(2) 公共施設等における誘導

学校、幼稚園、保育所、老人福祉施設、病院等公共施設における避難誘導は、原則として施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(3) 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(5) 避難の誘導方法

大地震により火災等の発生や、家屋・石垣・歩道橋の倒壊などによる道路遮断もあるため、避難の誘導には注意を払い安全かつ迅速に行う。

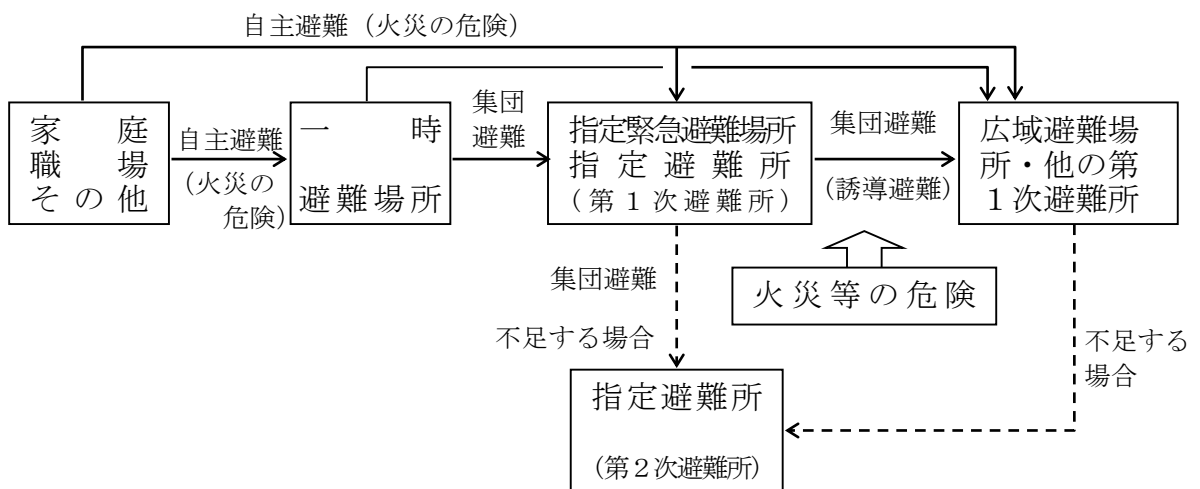
ア 安全な経路を通過して指定緊急避難場所へ徒歩により誘導する。火災発生時にあっては、一時避難場所又は広域避難場所へ誘導する。

イ 避難路が緊急交通路と重複している場合は、避難者の交通安全に十分配慮して、避難誘導を実施する。

ウ 避難の誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できる限り早めに避難させる。

エ 火災等で最初の指定緊急避難場所が危険と判断された場合、近くの一時避難場所か広域避難場所又は他の指定緊急避難場所へ移動する。

避難のパターン



4 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

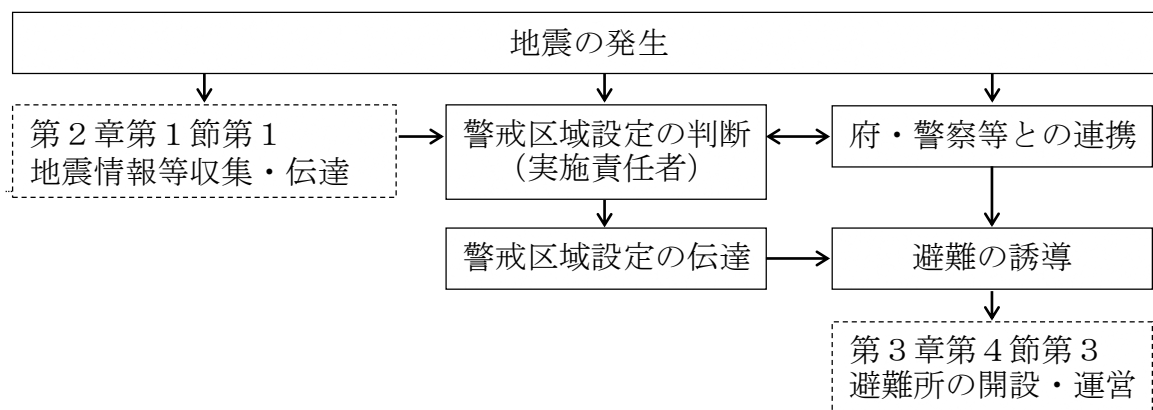
第2 警戒区域の設定

実施担当	本部事務局（危機管理部）
------	--------------

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

警戒区域の設定	{	1 警戒区域の設定
		2 実施方法
		3 警戒区域の解除

《対策の展開》

1 警戒区域の設定

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある住民に対して、次表に示す実施責任者が警戒区域の設定を行う。

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場がない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防職員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防職員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項
消防長又は消防署長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防職員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条第1項
警察官	洪水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法第21条第2項

2 実施方法

災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の

者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、本部事務局、その他関係部が連携し、枚方・交野警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3 指定避難所の開設・運営等

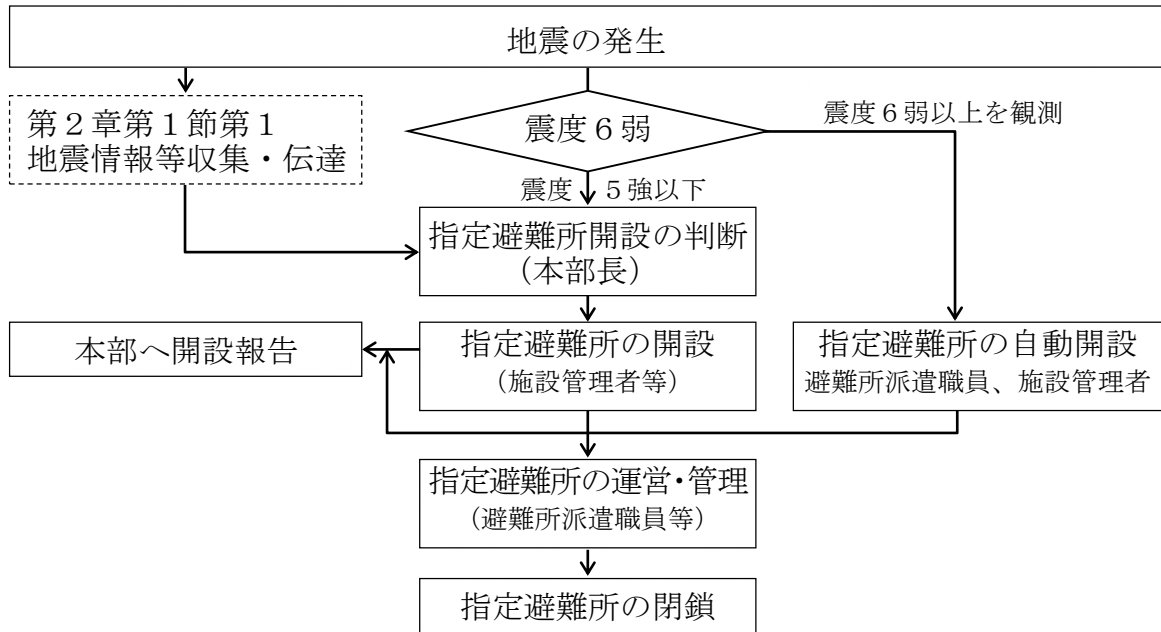
実施担当	本部事務局、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会、環境部
------	------------------------------

《基本的な考え方》

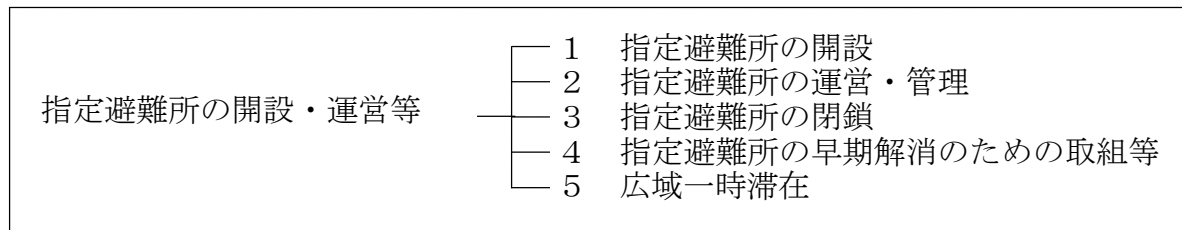
災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として指定避難所を開設する。指定避難所の運営については、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて作成した「枚方市避難所運営マニュアル」を参考にして対応する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

本部長は、災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、その状況を判断して指定する第1次避難所のうちから開設する指定避難所を選定し、教育委員会に開設の指示伝達をする。

ただし、市域で震度6弱以上を観測した場合は、すべての第1次避難所を開設する。

なお、第1次避難所の施設が被災し施設の開設が判断しがたい場合は、災

害対策本部に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、判定結果により安全性が確認された一部のみを使用して開設するのかを判断する。また第1次避難所が使用できない場合は、災害対策本部に報告し、災害対策本部にて第2次避難所の開設の決定を判断する。

(2) 避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - ② 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難指示が発せられた場合
 - ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

(3) 指定避難所の開設方法等

- ア 勤務時間内に指定避難所を開設する場合
 - ① 危機管理部（本部事務局）の指示伝達により、施設管理者は指定避難所を開設し、避難所派遣職員は指定避難所に参集する。
 - ② 市域で震度6弱以上を観測したときは、第1次避難所の施設管理者は、直ちに指定避難所を開設し、避難所派遣職員は指定避難所に参集する。
- イ 勤務時間外に指定避難所を開設する場合
 - ① 危機管理部（本部事務局）の指示伝達により、避難所派遣職員は指定避難所に参集し、施設管理者及び警備担当者等と協力して指定避難所を開設する。
 - ② 市域で震度6弱以上を観測したときは、避難所派遣職員は自主参集し、施設管理者及び警備担当者等と協力して第1次避難所を開設する。

指定避難所を開設する時期		開設する者
本部長が必要と認め たとき	勤務時間内	本部長の指示により施設管理者が開設
	勤務時間外	本部長の指示により避難所派遣職員と施設管理者及び警備担当者等が協力して開設
市域で震度6弱以上 を観測したとき (自動設置)	勤務時間内	施設管理者が開設
	勤務時間外	避難所派遣職員と施設管理者及び警備担当者等が協力して開設

ウ 指定避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

エ 緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自

主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

オ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告する。

(4) 指定避難所が不足する場合

本部事務局は、指定避難所のスペースが不足した場合は、第2次避難所に指定している中学校等を指定避難所として開設する。

また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 避難行動要支援者への配慮

指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテルや旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

2 指定避難所の運営・管理

(1) 運営主体

ア 指定避難所の運営は、初期段階（開設直後の数日間）は自主防災組織や教職員等の協力を得ながら行う。

イ 指定避難所開設から数日経過し避難所運営が軌道に乗った段階で、徐々に住民主体の運営体制に移行する。具体的には、自治会等を単位にグループ分け及び役割分担を行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得るなどして、避難所派遣職員との支援のもとでの自主運営をめざす。

ウ 避難所派遣職員は、派遣職員2名、交代要員2名で構成する。なお、避難所運営が長期に及ぶ場合は、当該要員に過度な負担が生じないように、要員構成・交代体制を適宜見直すものとする。

(2) 避難者名簿の作成

ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。

イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。

ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を、自主的な意思に基づき避難者名簿に記入する。

エ 避難者名簿の写しを教育委員会を経て、本部事務局、健康福祉部へ送付する。

(3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

避難所派遣職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、教育委員会等に報告する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び役割分担された避難者が行う。

(4) 指定避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレの設置

本部事務局は、避難者数や施設の被害状況等により、必要に応じて仮設トイレを設置する。

イ 仮設トイレの管理

① 環境部は、浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。

② 環境部は、設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

ウ 学校トイレピット等の使用

仮設トイレの設置等が困難な状況においては、指定避難所となる小中学校のトイレ配管の維持管理用空間（地下）を利用して、一時くみ取り式トイレとして使用する。また、仮設トイレが設置されるまでの間は、プールの水等を利用しての既設トイレの利用や、簡易トイレ・マンホールトイレの利用等を検討する。

(5) 社会福祉施設等での生活が必要な避難行動要支援者の搬送

事前に把握している避難行動要支援者で、社会福祉施設や介護保険施設等と平常時に受入れの調整が整っている人は、本人の意思及び施設に確認した上で、家族等の協力を求めながら搬送する。

また、指定避難所での集団生活を行うことが困難な寝たきり等の高齢者、障害者等の人は、福祉避難所、社会福祉施設等と調整の上で、家族等の協力を求めながら搬送する。

(6) 指定避難所における情報提供

指定避難所に配置された職員は、避難者に各種情報の提供を行う。

ア 指定避難所の各種運営情報を避難所の掲示板又は掲示場所に掲示するとともに、放送等でも伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。

ウ 被害状況や応急対策の実施状況・予定、避難者情報等について広報する。

エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

オ 混乱防止のための避難者心得を掲示する。

(7) 生活環境への配慮

食事供与の状況、トイレの配置・管理状況等の把握に努める。

また、避難所生活の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシー確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(8) 要配慮者への配慮

教育委員会、健康福祉部及び子ども未来部は、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や福祉避難室の設置、必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(9) 男女の視点・性の多様性への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加える。また男女の視点や性の多様性についても理解し、個々のニーズの違い等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。また、本人が公にしていない性的指向や性自認に係る機微な個人情報の保護に十分留意する。

(10) 性暴力・DVの発生防止

女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 外国人への配慮

多言語支援が必要な避難者情報を収集し、当該避難者に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(12) 避難者の受け入れ

避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

(13) 相談窓口の設置

相談窓口を設置する。(女性相談員の配置に配慮する。)

(14) 動物への配慮

家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(15) 指定管理者との役割分担の整理

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事

前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(16) 定期的な情報交換

各避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(17) 感染症対策

避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有する。

3 指定避難所以外の避難者への対応

(1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

(2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

4 指定避難所の閉鎖

避難指示等が解除され、指定避難所開設の必要がなくなった場合等、本部からの閉鎖の指示を避難者等に伝え、速やかに帰宅させる。

5 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる被災住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った避難者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する避難者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

6 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求め

る。

府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5節 二次災害の防止

第1 都市基盤施設等の応急措置

実施担当	本部事務局（危機管理部）、都市整備部、土木部、上下水道局
------	------------------------------

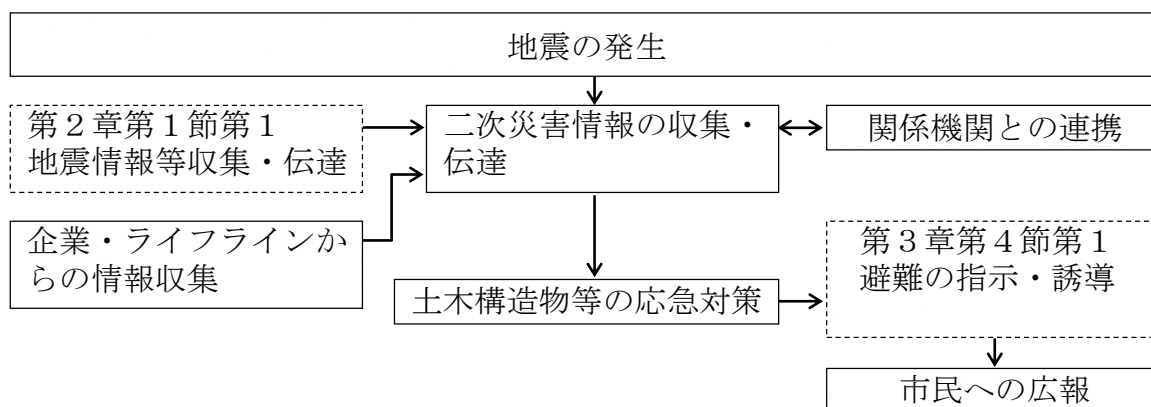
《基本的な考え方》

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土砂災害、ライフライン施設、土木施設等の被災などによる二次災害を防止するため、相互に連携し、二次災害情報の収集・伝達、施設の応急対策等の必要な措置を講ずる。

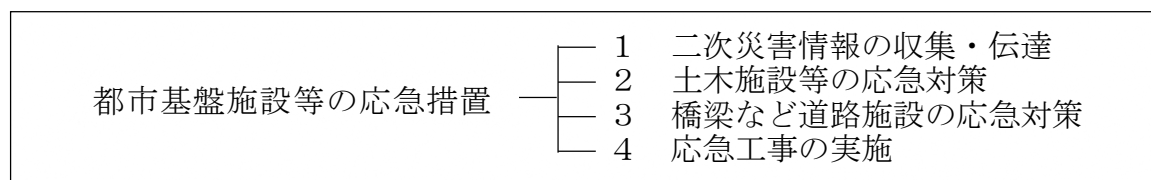
特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 二次災害情報の収集・伝達

地震発生後、余震、大雨等による河川、ため池、橋りょう、道路等の土木施設

の被災や土砂災害等による二次的な災害発生に備え、関係各部署は速やかにパトロールを実施して、状況の把握、情報の収集に努める。

(1) 関係機関との連携

ア 道路、河川等の土木施設、電気、ガス等のライフラインの損壊などによる二次災害防止対策については各施設管理者、各業者間において適切な応急処置が図れるよう連携に努める。

イ 土木部は土砂災害に対して危険度調査が必要な場合、府に対して斜面判定士の派遣を要請して危険度判定を行い二次災害の防止に努める。

(2) 情報収集

パトロールによる情報のほか、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署、各道路・河川等管理者、ライフライン事業者、並びに住民からの情報を収集し、整理、分析、検討する。

(3) 情報伝達

各種情報の検討の結果を踏まえ、必要に応じ二次災害などの被害拡大に関する情報を関係機関に伝達するとともに、市長公室を通じて被害拡大に関する情報を住民に広報する。

2 土木施設等の応急対策

(1) 土木施設等の応急対策

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じ二次災害の防止に努める。

(2) 避難及び立入制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の住民に連絡するとともに、必要に応じ災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 橋梁など道路施設の応急対策

(1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する

(2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

4 応急工事の実施

危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2 建築物等に対する措置

実施担当	都市整備部
------	-------

《基本的な考え方》

市は、被災建築物等による二次災害を防止するため、「都市整備部災害対応マニュアル」に基づき、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施する。

《対策の体系》

建築物等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共（市有）建築物 2 民間建築物・宅地
------------	---

《対策の展開》

1 公共（市有）建築物

市有建築物の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物・宅地

被災状況の情報収集に努め、危険度判定実施の要否判断および決定を行う。実施決定後の展開（概要）は「都市整備部災害対応マニュアル」のとおり。なお、判定実施本部は都市整備部審査指導課へ設置するものとする。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第3 危険物等に対する措置

実施担当	危機管理部、健康福祉部、環境部、枚方寝屋川消防組合
------	---------------------------

《基本的な考え方》

市及び枚方寝屋川消防組合は、地震による危険物等災害の被害を最小限にとどめるため、施設の管理者等との緊密な連携を行い、必要な措置及び対策を実施し、

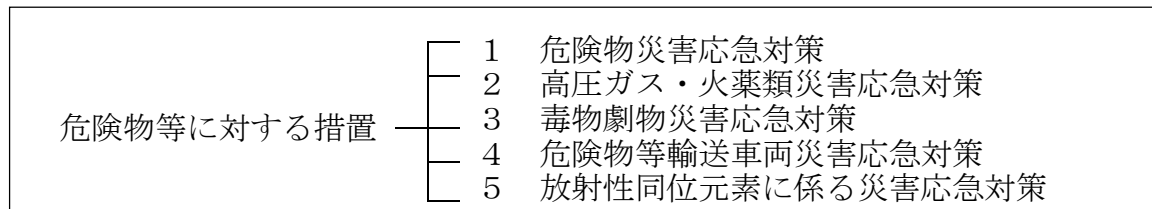
周辺住民に対する危害防止を図る。

施設の管理者等は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。府、市及び枚方寝屋川消防組合は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

《施策の体系》



《対策の展開》

1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 枚方寝屋川消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立を要請する。
- (3) 市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 応援の要請
市長及び枚方寝屋川消防組合消防長は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により応援を要請する。

2 高圧ガス・火薬類災害応急対策

市は枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 毒劇物災害応急対策

- (1) 市は、府、枚方寝屋川消防組合と連携して、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負

傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

- (2) 市は、毒劇物の施設が災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏えい、又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、府、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署等関係機関と連携して、交通規制、緊急避難、広報活動等の必要な措置を行う。

4 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 枚方寝屋川消防組合は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の輸送車両による事故が発生した場合は、枚方・交野警察署等関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物応急対策等に準じて実施する。

5 放射性同位元素に係る災害応急対策

- (1) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び枚方寝屋川消防組合は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関と協力して、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急対策の内容
- ア 関係機関への情報連絡及び広報
 - イ 放射線量の測定
 - ウ 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
 - エ 付近住民等の避難
 - オ 危険区域の設定と立入制限
 - カ 交通規制
 - キ その他災害の状況に応じた必要な措置

第6節 交通輸送対策

第1 緊急輸送のための道路確保

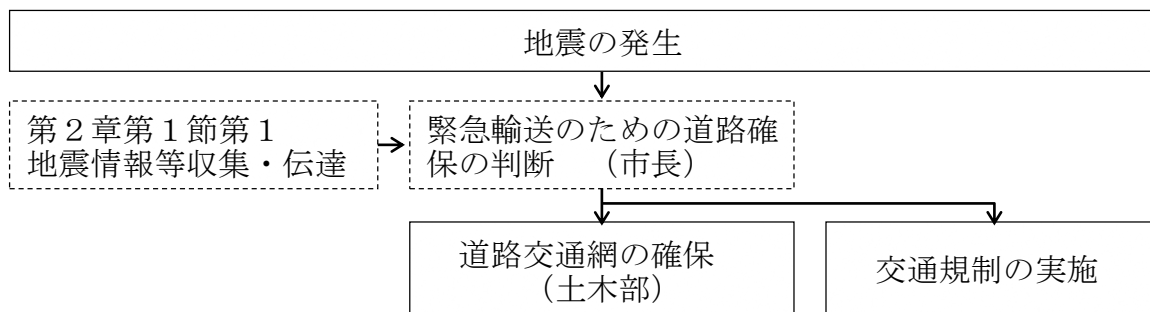
実施担当	土木部、枚方・交野警察署、近畿地方整備局大阪国道事務所、 大阪府枚方土木事務所、西日本高速道路株式会社
------	--

《基本的な考え方》

市及び関係機関は、救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路等の確保に努める。

枚方・交野警察署及び道路管理者は相互に連携して、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

緊急輸送のための道路確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通網の確保 2 交通規制の実施
--------------	---

《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1) 被害状況等の把握

道路管理者等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、道路パトロールを強化し、災害箇所、危険個所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置をとる。

(2) 緊急交通路の確保

ア 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結

果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」（国道1号、国道170号）及び高速自動車国道（第2京阪道路）等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、枚方・交野警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

イ 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

枚方・交野警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

① 市、府、道路管理者

a 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び枚方・交野警察署に連絡する。

b 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、枚方・交野警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

c 道路機能確保

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路機能の確保に努める。作業にあたっては、枚方・交野警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

② 枚方・交野警察署

a 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

b 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ 踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な

通行の確保に努める。

(注)優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

エ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

オ 通行規制の標識等の設置

枚方・交野警察署及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

カ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

枚方・交野警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

本部事務局及び土木部は、道路交通網の確保を期するため、道路管理者や枚方・交野警察署との情報交換や周辺市町を含む広域圏における協力体制の確立に努める。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

イ 枚方・交野警察署との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。

ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動について連絡調整を行う。

エ 広域交通規制等についての広域圏における協力体制を確立する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、運用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

(3) 道路管理者による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者

による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

- ① 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。
(災害対策基本法第76条の6第1項)
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項) ※ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項) ※沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

道路管理者は上記アの②又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。(災害対策基本法第82条第1項)

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、都道府県、市町村に対し、知事は市町村に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

オ 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。(災害対策基本法第76条の4第1項)

(4) 道路交通の確保対策

ア 危険箇所が発生した場合は、直ちに枚方・交野警察署に連絡の上、交通の規制を行うと同時にこれに代わり得る迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

イ 災害箇所については、優先順位の高いものから復旧措置を行う。

(5) 緊急交通路の周知

市、府、枚方・交野警察署及び道路管理者は、報道機関を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。周知徹底を図るため、報道機関への情報提供や主要地点での立て看板の設置等を行う。

交通規制の情報あるいは一般車両の自粛要請等について、災害対策本部を通じて報道機関等に次のような内容で広報依頼や情報提供を行う。

- ア 禁止制限の種別と対象
- イ 規制する区間、期間、理由
- ウ う回路、その他の状況

第2 道路の応急復旧等

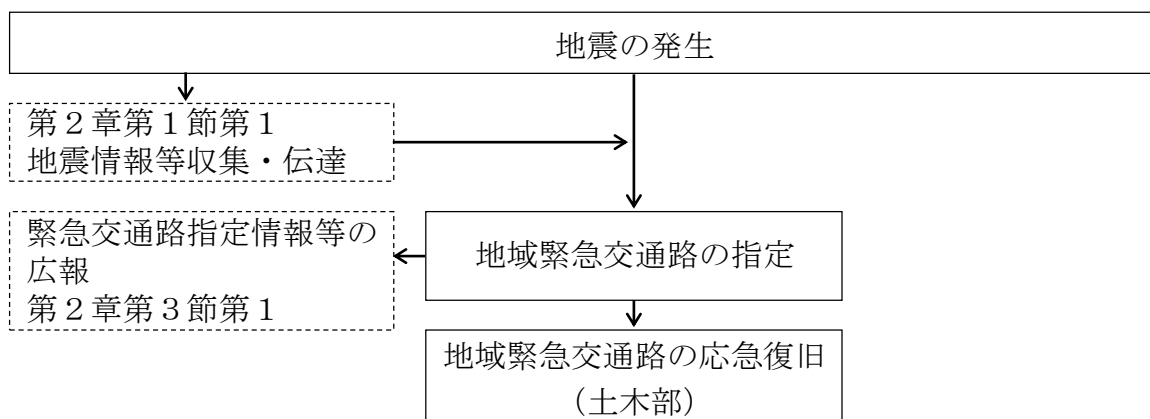
実施担当

土木部、都市整備部、近畿地方整備局大阪国道事務所、
大阪府枚方土木事務所、西日本高速道路株式会社

《基本的な考え方》

道路管理者は、道路施設に被害が発生したとき、交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に道路機能確保等の応急措置を講ずる。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》

- | | |
|----------|---|
| 道路の応急復旧等 | <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急交通路等の道路機能確保 2 道路機能確保作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物等の処理 |
|----------|---|

《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路機能確保

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能を確保する。

2 道路機能確保作業等の実施手順

- (1) 応急復旧工事及び機能確保

市の管理する道路は、土木部が応急復旧し、機能を確保する。ただし、市の管理外の道路であっても緊急を要するときは必要に応じて実施する。

(2) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集と広報

道路管理者、枚方・交野警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急交通路に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集し、情報交換に努める。また、この情報は、災害対策本部を通じて関係機関に連絡するとともに住民に広報し、協力を求める。

(3) 道路機能確保作業用資機材の調達

道路機能確保作業用資機材は、市が保有するもののほか不足が生じた場合は、災害時応援協定を締結している事業所等に要請して調達する。

3 道路上等の災害廃棄物等の処理

道路の施設等と家屋の倒壊・焼失等から生ずる災害廃棄物等は道路上の障害物として、緊急通行車両の通行や応急活動の障害となる。

道路機能確保には、土木部が、都市整備部と連携してあたり、廃棄物の処理は環境部が行う。

第3 緊急輸送体制の確立

実施担当	本部事務局、総合政策部、総務部、関係部局
------	----------------------

《基本的な考え方》

市は、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対処するため、関係機関の協力を得て、必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。

《対策の体系》

緊急輸送体制の確立	—	1 人員、輸送用車両等の確保
	—	2 物資集積所の開設
	—	3 緊急輸送の実施
	—	4 物資の管理

《対策の展開》

1 人員、輸送用車両等の確保

(1) 総務部は、各部局からの情報に基づいて、必要とする車両台数及び燃料を確保する。

(2) 総務部は、教育委員会からの指定避難所の避難者情報に基づいて、輸送等に
あたる要員を確保する。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

災害発生時における緊急通行車両等の確認手続きは、知事及び府公安委員会
が実施する。交通規制が実施された場合、市が使用する車両は、各部にお
いて知事及び府公安委員会等に緊急通行車両等の届出申請を行い、確認を得
て標章並びに証明書の交付を受ける。

また、事前届出を行った車両については、府公安委員会から交付を受けた
「緊急通行車両事前届出済証」を提示して所要の手続きを行い、所定の標章
並びに証明書の交付を受ける。

なお、特別の事情で事前届出を行った枚方・交野警察署で手続きを行うこ
とができない場合にあっては、他の警察署等で手続きを行うことができる。

緊急通行車両等の標章は、車両前面の確認しやすい場所に貼付する。

(4) その他輸送手段の確保

ア ヘリコプターの利用

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が
協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、枚方寝屋川消防組合
と協力して災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。

① 輸送基地の確保

a 災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把
握し、府に報告する。

b 府、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを
指定する。

② 輸送手段の確保

府（府が連携する輸送事業者を含む）、大阪市消防局、府警察、自衛隊
の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

イ 船舶の利用

市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事にあつせんを要請する
とともに、淀川河川事務所長に緊急用船着場の利用を要請する。

(5) 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機
関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社、阪神高速
道路株式会社又は大阪府道路公社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道
路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない
車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

(6) 緊急交通路の補完的機能の確保

府は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通大臣）を通じ、河
川（淀川）における船着場と一体的に機能し、緊急交通路の補完的機能を果

たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努める。

(7) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

2 物資集積所の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、総合政策部及び関係部局は本部事務局と連携して必要に応じて物資集積所を開設して活動する。

(1) 物資集積所は、被害状況、規模等に応じ、渚市民体育館^{*}、府立牧野高校、府立枚方高校、府立枚方津田高校、関西外国語大学学研都市キャンパス、パナソニック株式会社スポーツ事業センターから選定して開設する。

^{*}大阪府「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」にて本市の主たる物資集積所として指定されている。

(2) 総合政策部は、物資集積所における物資の手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

3 緊急輸送の実施

(1) 本部事務局は、緊急交通路の道路状況、指定避難所の避難者数等を把握し、人員、輸送車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

(2) 緊急輸送の輸送対象は次のとおりとする。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (発生から 1・2日 程度)	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、資機材等 ②消防活動等災害の拡大防止のための人員、資機材等 ③後方医療機関へ搬送する負傷者等 ④国・府・市町村の災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設等の保安要員等初動の応急対策に必要な要員、資機材等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び資機材等 ⑥食料、飲料水等生命の維持に必要な物資、資機材等

段 階	輸 送 対 象
第2段階 (3～7日 程度)	①上記(第1段階)の続行 ②傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③生活必需品 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資機材
第3段階 (7日以上)	①上記(第2段階)の続行 ②災害復旧に必要な人員及び資機材

- (3) 大規模地震が発生した場合に、府域における救援物資の支援の考え方については国の方針を踏まえ、南海トラフ巨大地震の場合は、発災3日目(1日目)までは府外からの支援は見込めないことから、発災3日間(1日間)は、市及び府は備蓄物資を想定避難者数に基づきプッシュ型支援を行うことを基本とする。

市及び府は、発災後速やかに、「命をつなぐ」ために必要な重要物資を大規模地震ごとに想定している避難所避難者数に基づき配送(プッシュ型支援)を開始する。

対象	発災後3日間の避難所避難者(直下型地震の場合は1日間)
品目 11品目	食料、高齢者食、毛布(保温用資材)、育児用調製粉乳、哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品、マスク
必要量	南海トラフ巨大地震の場合：発災後3日間必要となる量 直下型地震の場合：発災後1日間必要となる量 (国等からの支援は4日目(2日目)以降を目安に到着)
配送時期	発災後速やかに、想定避難所避難者数に基づき配送

参考：大阪府「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」

4 物資の管理

- (1) 物資受払簿の作成

備蓄物資、調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等を記入する受払簿を作成し、的確な物資管理に努める。

- (2) 物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やかに出庫できるように努める。

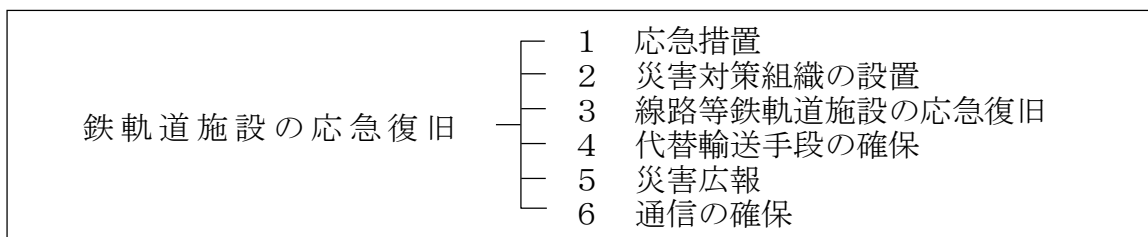
第4 鉄軌道施設の応急復旧

実施担当	西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社
------	------------------------

《基本的な考え方》

鉄軌道管理者は交通障害となる障害物を除去するなど応急措置を講じ、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、出動を要請する。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。また、駅地下道に非常照明を設ける。

2 災害対策組織の設置

各鉄軌道管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 線路等鉄軌道施設の応急復旧

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

4 代替輸送手段の確保

鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。

5 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

6 通信の確保

重要通信回線のバックアップ設備を設置するとともに、携帯電話、携帯用保守無線電話を配備し、通信の確保に努める。

第5 バス路線の応急復旧

実施担当	京阪バス株式会社
------	----------

《基本的な考え方》

乗客の安全確保と二次災害の防止に努めるとともに、輸送の確保を図る。

《対策の体系》

バス路線の応急復旧	—	1 応急措置
	—	2 災害対策組織の設置
	—	3 災害広報

《対策の展開》

1 応急措置

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、出動を要請する。

2 災害対策組織の設置

災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかに運行復旧にあた

るため、必要に応じて災害対策組織を設置し、輸送の確保に努める。被害状況によっては、他の輸送機関からの応援を受ける。

3 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを市及び関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

第7節 ライフラインの緊急対応

実施担当	上下水道局、 関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）、 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）、 西日本電信電話株式会社（関西支店）
------	---

《基本的な考え方》

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》

ライフラインの緊急対応	┌ 1 被害状況の報告
	└ 2 各事業者における対応

《対策の展開》

1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合は、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は市及び府に報告する。
- (2) 関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

2 各事業者における対応

- (1) 市は、上水道、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、付近住民に広報する。また、津波による河川への塩分遡上に関しては、事前の情報収集に努め、取水停止などの措置を行う。
- (2) 関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、枚方寝屋川消防組合、枚方・交野警察署に通報し、付近住民に広報する。
- (3) 大阪ガスネットワーク株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

- (4) 西日本電信電話株式会社等は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

第8節 被災生活の長期化と問い合わせへの対応

実施担当	本部事務局（危機管理部）、市長公室
------	-------------------

《基本的な考え方》

被災生活の長期化への対応が可能な支援体制の整備を図るとともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、個人情報の管理を徹底しながら可能な限り安否情報を回答するよう努める。

《対策の体系》

被災生活の長期化と 問い合わせへの対応	—	1 支援体制 2 住民等からの問い合わせ
------------------------	---	-------------------------

《対策の展開》

1 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市、府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市の支援体制の整備を支援する。

2 住民等からの問い合わせ

(1) 専用電話を備えた窓口の設置

市、府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市、府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(3) 個人情報の管理の徹底

被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第9節 災害救助法の適用

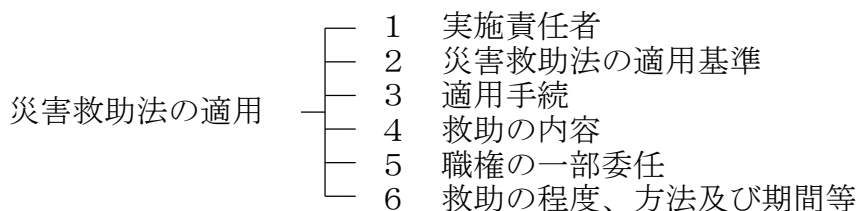
実施担当	本部事務局（危機管理部）
------	--------------

《基本的な考え方》

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受ける。この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の区域単位を原則として同一原因の災害の程度が次の（1）から（6）のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

	両方の要件に該当している場合に適用される	
	府の区域内の被害	本市の区域内の被害
(1)	—	住家の滅失世帯数が150世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に 該当するため)
(2)	住家の滅失世帯数が2,500世帯以上	住家の滅失世帯数が75世帯以上 (人口が30万人以上の市町村に 該当するため)
(3)	住家の滅失世帯数が12,000世帯以上	住家の滅失世帯数が多数
(4)	—	災害が隔絶した地域に発生したも のである等災害にかかった者の救 護を著しく困難とする、内閣府令 で定める特別の事情がある場合 で、かつ、多数の世帯の住家が滅 失したものであること
(5)	—	災害が発生し、多数の者が生命又 は身体に危害を受け又は受けるお それが生じた場合であって、内閣 府令で定める基準に該当するとき
(6)	—	災害が発生するおそれがある場合 において、国に災害対策基本法に 規定する災害対策本部が設置され、 当該本部の所管区域が告示され ており、当該災害により被害を 受けるおそれがあり、現に救助を 必要とする者がいるとき

※ 住家の滅失世帯数の算定基準

ア 半壊又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。

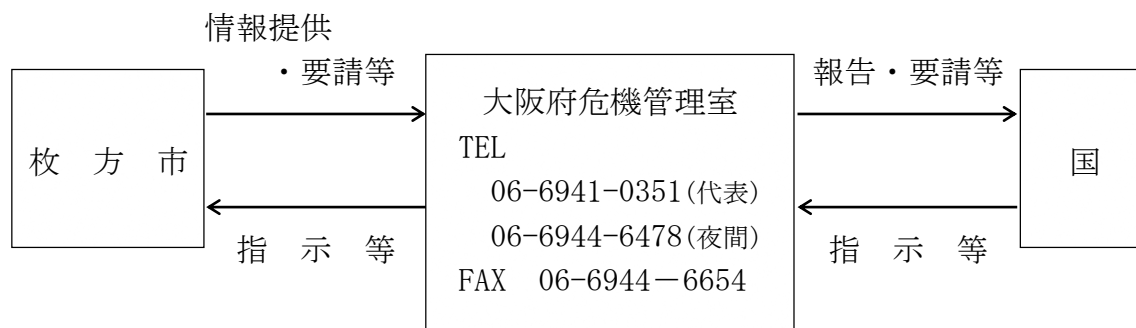
イ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

3 適用手続

- (1) 市長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する

状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。



4 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。

(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処置
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処置
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救

助法第13条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

6 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編第5章第12節の3、4に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第4章 応急対策活動

第1節 生活救護に関する計画

第1 緊急物資供給の留意点

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力する。

- 1 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。
- 2 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。
- 3 在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。
- 4 市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。
- 5 市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。
- 6 府は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

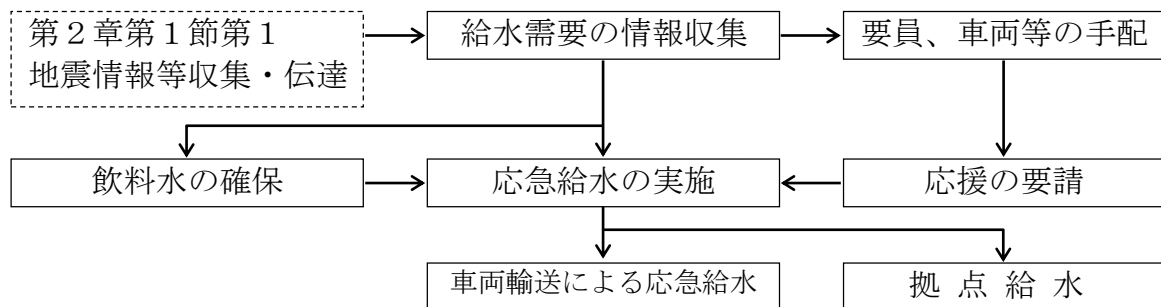
第2 応急給水

実施担当 上下水道局

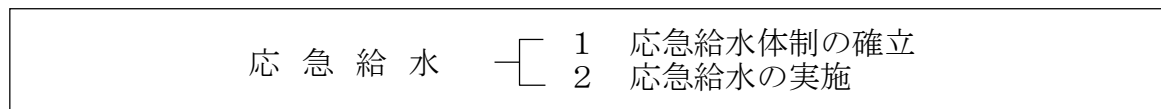
《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、給水施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料に適した水を得ることができない人に対して、飲料水を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 応急給水体制の確立

(1) 災害発生直後の情報収集

上下水道局は、次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策をたてる。

- ア 浄水場等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- イ 給水区域の断水状況の情報収集・把握を行う。

(2) 応援要請

ア 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、大阪広域水道企業団と市町村が協力して設置する「大阪広域水道震災対策中央本部」又は「ブロック本部」に支援を要請する。

一方、給水活動に対する他の水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受入れる。

- イ 自衛隊の応援が必要な場合は、市長は知事に要求する。

(3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合は、直ちに水道施設の異常を調査し、応急給水用の水を確保する。

また、府域で震度5弱以上が観測され、水道施設からの応急給水が不能になった場合には、「大阪広域水道震災対策中央本部」及び「ブロック本部」と緊密な連絡をとり、給水の確保に努める。

2 応急給水の実施

(1) 応急給水の目標

災害発生直後の給水の量は、住民1人あたり1日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

(2) 応急給水拠点の設定

ア 応急給水拠点の設定

- ① 給水は原則として応急給水拠点からの拠点給水方式で行う。
- ② 応急給水拠点は、原則として浄水場及び配水場に設け、状況に応じて被災地等に応急給水所を開設する。

イ 応急給水所の周知・広報

応急給水所を開設したときは、上下水道局は住民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。また、必要に応じて市長公室に住民への広報を依頼し周知を図る。

(3) 応急給水の方法

ア 応急給水所への搬送

飲料水等の応急給水所への搬送は、給水車や給水ポリタンク等により、応急給水拠点となる浄水場及び配水場から運搬し、給水を行う。

イ 応急給水所での給水

応急給水所での給水は、住民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

ウ 耐震性貯水槽からの応急給水

耐震性貯水槽の設置場所も状況によって応急給水所とし、給水を実施する。

エ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管により仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

オ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

カ ボトル水の供給

(4) 医療機関・福祉施設等への給水

医療救護活動を行うために設置する拠点応急救護所等や後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに介護老人福祉施設等の福祉施設

への給水を優先的に行う。

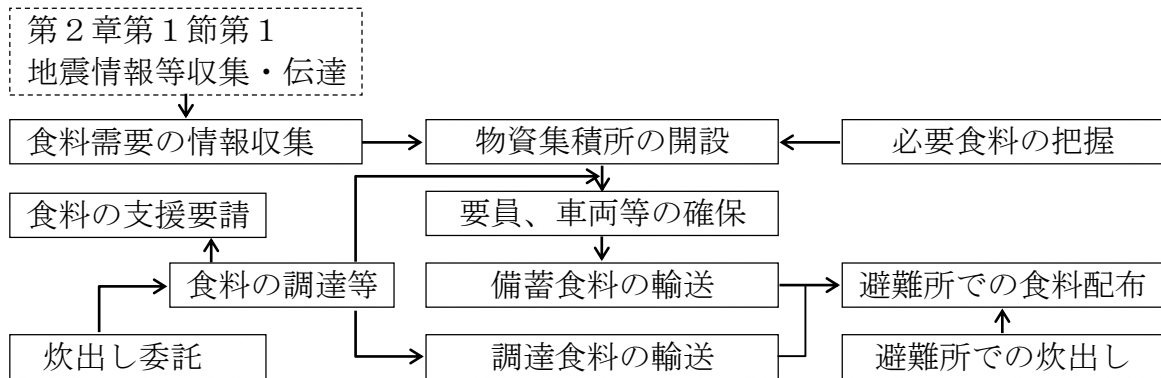
第3 食料供給

実施担当 危機管理部、総務部、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会

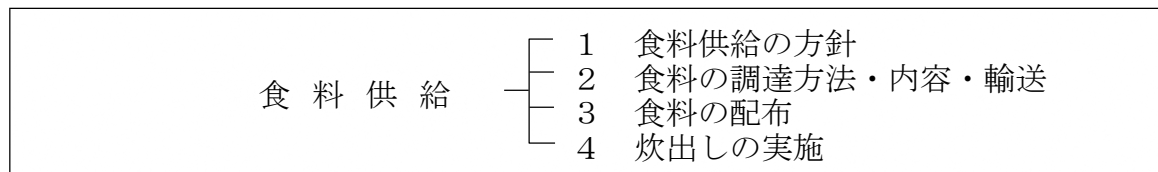
《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、必要な食料を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 食料供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 在宅等での避難者で、ほかに食料を得る手段のない人
- ウ 旅行者、市内通過者等でほかに食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理に手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者用食や粉ミルクの供給を行う。

- イ 食料の配布は、原則として指定避難所で実施し、自主防災組織、ボランティア及び避難者等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 災害発生の当日は、原則として市が備蓄している食料（アルファ化米等）を供給する。
- エ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握する。
- オ 組織体制等が整ってきた段階において、炊出しの実施を検討する。
- カ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

2 食料の調達方法・内容・輸送

(1) 調達方法

ア 備蓄食料

備蓄倉庫より指定避難所等へ輸送し、供給する。

イ 調達食料

総務部は、災害応急用食料を北河内農業協同組合との協定による流通備蓄のほか、次の方法で市内の小売業者等から調達するものとし、必要量が確保できないときは、本部事務局を通じて府及び近隣市町に対し応援を要請する。

他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）に応援要請した場合は、府に報告する。

- ① 市内の大規模小売店舗等の流通業者に手配の上、必要な食料を調達する。（加工品を原則とする。）
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要な食料を調達する。
- ③ 市内で十分な調達ができない場合は、他の地方公共団体に対して支援を要請する。

(2) 食料の内容

被災者に供給する食料は以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備蓄食料	アルファ化米、ドライフーズ、高齢者用食、粉ミルク
調達食料	精米・即席メン等の主食、肉や魚・野菜等の副食等

(3) 輸送

- ア 備蓄食料は、総務部及び教育委員会が各指定避難所等へ輸送する。
- イ 調達食料は、調達した業者により指定避難所へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は物資集積所に受入れ、避難者数に応じた配分を行い、各指定避難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務部が運送業者に委託して行う。

3 食料の配布

各指定避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、この場合、在宅の被災者への食料配布についても考慮する。

4 炊出しの実施

(1) 炊出しの実施時期

災害の状況や活動体制等を本部事務局と調整して、地域住民やボランティア等の協力も得て教育委員会が炊出しを実施する。

(2) 炊出しの場所

炊出し場所は、原則として学校給食共同調理場及び小学校の調理場（学校給食再開まで）とする。ただし、災害の状況に応じて保育所等の公共施設のほか、指定避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

(3) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、本部事務局を通じ大阪府LPガス協会北大阪支部にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

(4) 食品の衛生管理

炊出しにあたっては、常に食品の衛生だけでなく、使用水の安全確認、調理用具や施設についても消毒を行うなど衛生管理に十分注意する。

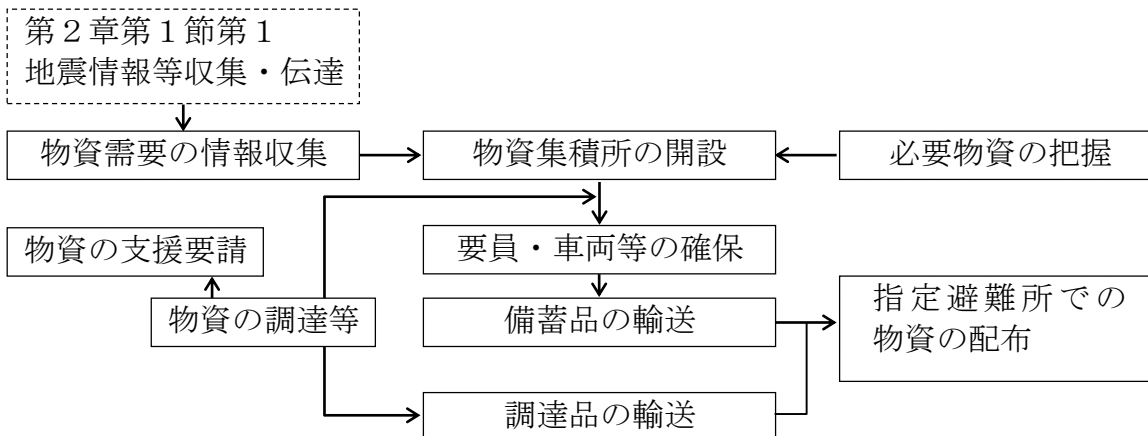
第4 生活必需品の供給

実施担当	危機管理部、総務部、子ども未来部、教育委員会
------	------------------------

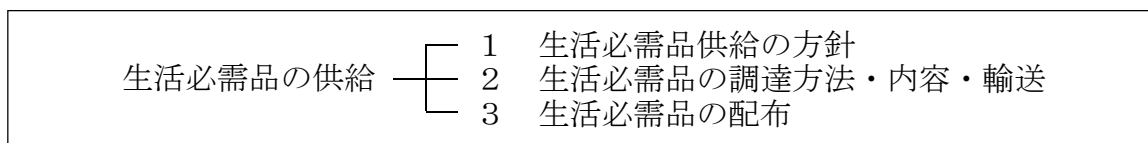
《基本的な考え方》

市は、関係機関の協力を得て、指定避難所に避難した人等に対して、必要な生活必需品を供給する。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 生活必需品供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に避難した人
- イ 災害により生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な人

(2) 供給の方針

物資の配布については、被災世帯数、人員等を確実に把握した上で品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

2 生活必需品の調達方法・内容・輸送

(1) 調達方法

ア 備蓄品

備蓄している毛布等を備蓄倉庫から指定避難所へ輸送して供給する。

イ 調達品

災害発生後に必要な生活必需品を調達する場合は、総務部が市内の大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合又はさらに不足する場合は、本部事務局を通じて府及び近隣市町に対し応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の内容

被災者に供給する生活必需品は次に示すものとするが、季節等の状況を考慮して臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品
調達品	被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

(3) 輸送

- ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各指定避難所へ輸送する。
- イ 調達品は食料の輸送と同様に、調達した業者により指定避難所へ直接輸送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て各指定避難所等へ輸送する。
- ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務部が運送業者に委託して行う。

3 生活必需品の配布

各指定避難所に届けられた生活必需品は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。なお、この場合、在宅の被災者への配布についても考慮する。

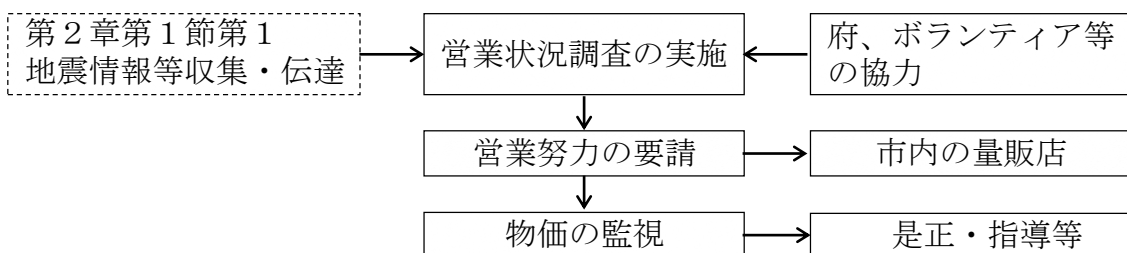
第5 物価の安定及び物資の安定供給

実施担当	危機管理部、観光にぎわい部
------	---------------

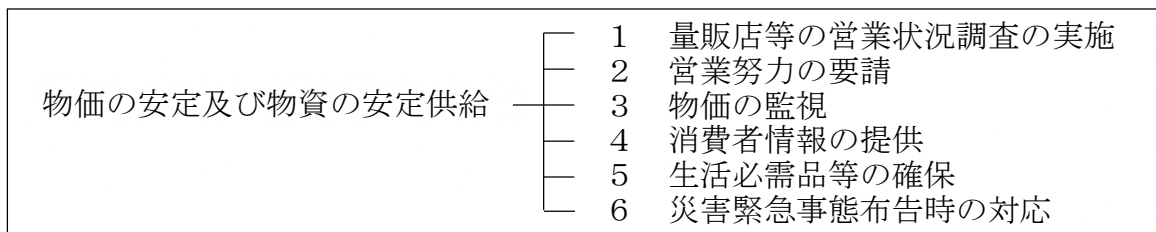
《基本的な考え方》

市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないように監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 量販店等の営業状況調査の実施

観光にぎわい部は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開のための連絡調整等の支援対策を講ずる。

2 営業努力の要請

市内の量販店、商店街、北大阪商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

3 物価の監視

(1) 苦情窓口

市長公室に寄せられる住民相談や消費生活センターへの通報を基に物価の実態に関する情報収集を行う。

(2) 物価の監視

市は府と連携し、物価の動きを調査監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、売り渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講じる。

4 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

5 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

6 災害緊急事態布告時の対応

災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入

しないこと等必要な協力を求めた場合、国民は、これに応ずるよう努めなければならないとされている。

市は、その旨を市民へ広報する。

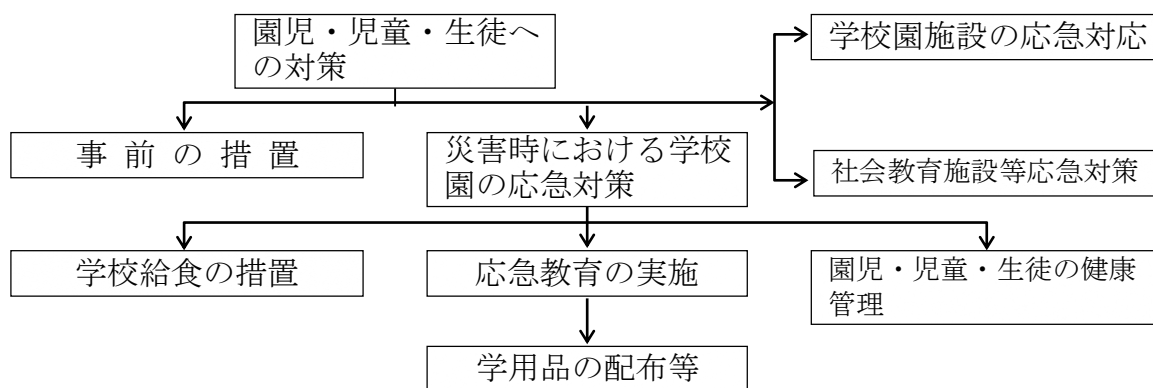
第2節 応急教育等対策

実施担当 教育委員会、子ども未来部、観光にぎわい部

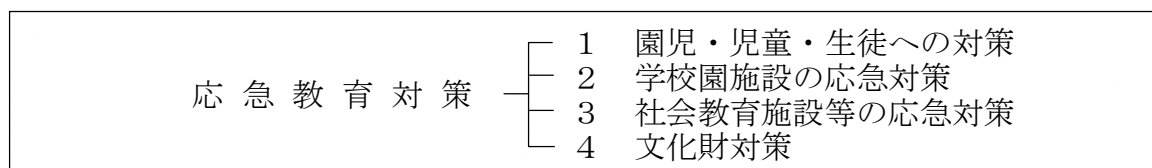
《基本的な考え方》

市は、幼稚園や小中学校の園児・児童・生徒の安全を確保するため、休校園等の措置や安否確認を速やかに実施する。また、学校園を早期再開することは、園児・児童・生徒だけでなく、その家族も通常生活に戻ることとなり、復旧復興の促進につながるため、関係機関の協力を得て速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

《応急対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 園児・児童・生徒への対策

(1) 事前の措置

ア 市は、災害発生のおそれがある場合は、必要な措置を検討し、速やかに学校園長に伝達する。

イ 市立学校園の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり学校園長と協力して災害応急対策に備える。

- ① 学校園行事、会議、出張の中止

- ② 休校園措置、園児・児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡方法の検討
- ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集、職員への周知の方法の検討

(2) 災害時における学校園の応急対策

- ア 在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を把握し、速やかに市教育委員会又は子ども未来部（幼稚園に関すること、以下同じ）に報告する。
- イ 通学園路の安全が確認された場合は、学校園長の指示に従い、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校園、その他の臨時下校園等の適切な措置をとる。ただし、園児・児童・生徒を下校園させることが危険であると認められるときは、学校園内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。
- ウ 夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は災害状況に応じあらかじめ定める基準に基づき所属の学校園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校園舎の管理のための体制の確立に努める。

(3) 応急教育の実施

ア 応急教育の区分

学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の事項等に関して市教育委員会又は子ども未来部と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

イ 応急教育実施の場所

市は、災害により校園舎が損壊又は被災者の指定避難所となっている場合、残存施設の活用や近隣公共施設及び近隣の学校園により、授業等を実施する。また、学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

ウ 教職員体制の確保

市教育委員会及び府教育委員会又は子ども未来部が確保する教職員体制により応急教育を実施する。

エ 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会又は子ども未来部は、他の市町村等と連携して園児・児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(4) 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- ア 指定避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊出しを実施する場合
- イ 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- ウ 感染症の発生が予想される場合
- エ 給食物資が入手困難な場合
- オ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

(5) 学用品等の調達、配布

- ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づき教育委員会が学校園を通じて学用品等を配布する。
- イ 学用品等の配布は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品
- ウ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し配布する。

(6) 就学援助に関する措置

被災により、就学することが著しく困難になった児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議の上必要な措置を講ずる。

この場合においては、学校長の申請に基づき措置する。

(7) 園児・児童・生徒の健康管理等

- ア 被害の状況を勘案し、学校園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- イ 被災地域の園児・児童・生徒に対して、学校医及び健康福祉部と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ウ 被災した園児・児童・生徒に対しては、子ども家庭センター等専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。
- エ 被災状況に応じて、被災学校園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

2 学校園施設の応急対策

(1) 施設の被害状況の報告

- ア 幼稚園、小中学校の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を調査・把握し、市教育委員会又は子ども未来部に速やかに連絡報告する。
- イ 市教育委員会又は子ども未来部は、直ちに本部事務局に被害の状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに府教育委員会に報告する。
 - ① 園児・児童・生徒等の被災状況
 - ② 教育関係職員の被災状況
 - ③ 学校園施設の被害状況
 - ④ その他教育施設等の被害状況
 - ⑤ 応急措置を必要と認める事項

(2) 応急復旧対策

- 教育委員会及び子ども未来部は、災害発生後、速やかに施設の応急復旧の調整を行い、通常の授業体制を整える。
- ア 災害による被害の軽易な復旧は、学校園長に委任する。
- イ 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。
- ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎等の建設を検討する。
- エ 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ① 隣接学校園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - ② 学校園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

3 社会教育施設等の応急対策

(1) 利用者の安全確保

施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。

(2) 避難誘導

施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

(3) 応急措置

施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講ずる。

4 文化財対策

(1) 被害状況の調査

災害発生後、指定文化財・登録文化財の被害について調査し、その状況把握に努める。

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を経由して府教育委員会に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者又は管理者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

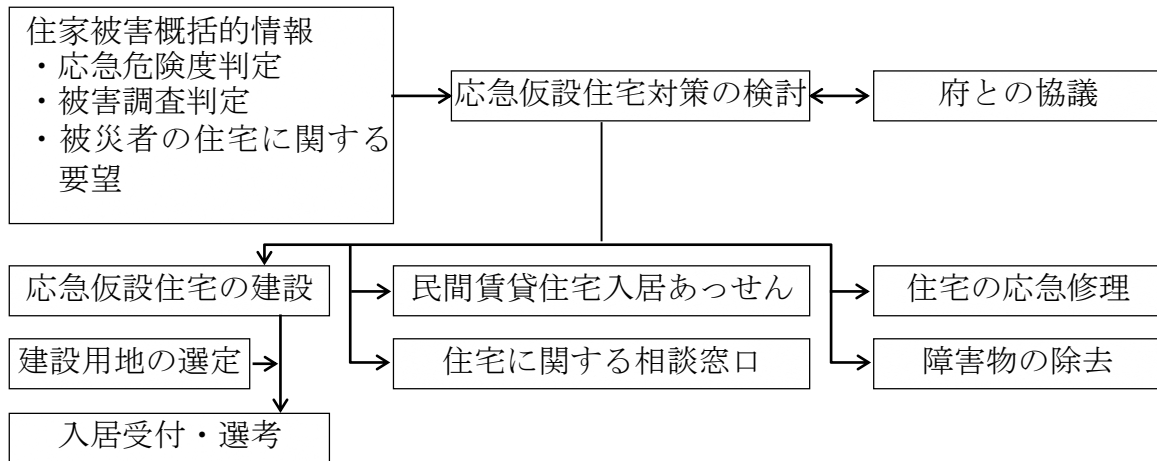
第3節 建築物・住宅応急対策

実施担当	都市整備部
------	-------

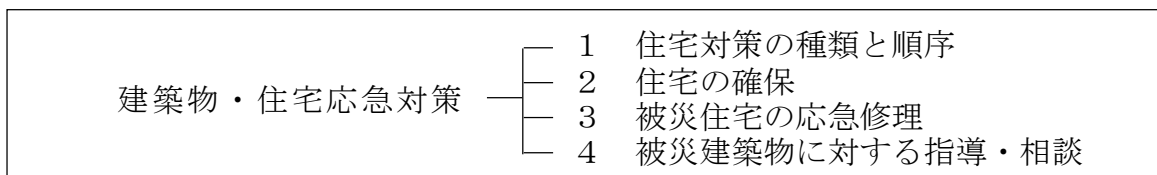
《基本的な考え方》

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

《対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 住宅対策の種類と順序

- (1) 災害直後に行う必要があるもの
 - ア 指定避難所の設置による被災者の応急避難（第3章第4節第3「指定避難所の開設・運営」を参照）
 - イ 応急仮設住宅のあっせん
 - ウ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
 - エ 住宅復旧資材の調達及びあっせん
- (2) 建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止、及び応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定

2 住宅の確保

- (1) 応急仮設住宅の建設
 - 都市整備部は、府が行う建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ）の建設に協力し、必要な措置を講ずる。
 - ア 実施責任者
災害救助法に基づき知事が実施する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。
 - イ 実施基準
災害救助法の実施基準に準じて行う。
 - ① 建設型応急住宅の設置戸数は、府と十分に調整して決める。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の調整ができる。
 - ② 入居資格は住宅が全壊、全焼及び流失し、自らの資力で住宅を確保できない人とする。
 - ③ 建設型応急住宅を供与する期間は、竣工後2年以内とする。
 - ④ 高齢者・障害者に配慮したものを建設するよう努める。
 - ウ 建設型応急住宅建設用地
建設型応急住宅建設用地は、建設型応急住宅建設候補地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し、決定する。状況に応じて公共用地及び民間の遊休地の中から選定する。
 - エ 建設型応急住宅の運営管理
府と管理委託契約を結び、市の責任において適切な運営管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障害者等に配慮する。
この際、市は府と連携して、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、建設

型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(2) 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」）を積極的に活用する。

(3) 公共住宅への一時入居

都市整備部は、応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、公共住宅への一時入居の措置を講ずる。

ア 市営住宅のほか、府、府内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家状況を把握する。

イ 公共住宅管理者に対し、被災者用応急仮設住宅としての一時使用を要請する。

ウ 公共住宅への一時入居の措置を実施する。

(4) 民間賃貸住宅等の入居のあっせん

都市整備部は、被災者に対しての民間賃貸住宅等の入居のあっせんを行う。

ア 民間賃貸住宅等の空き家状況、家賃状況等を把握するため、貸主団体及び不動産業関係団体に協力を要請する。

イ 被災者に対し空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

ウ 必要に応じて、民間賃貸住宅等の借上げを検討する。

(5) 応急仮設住宅等に関する相談窓口の開設

都市整備部は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、不動産業関係団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

なお設置に際しては、市長公室と密接に連携して行う。

3 被災住宅の応急修理

都市整備部は、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について府が行う応急修理に協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

応急修理は、災害救助法に基づき知事が実施する。ただし知事の委任を受けた場合には市長が実施する。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、災害救助法による基本修理額の範囲内で実施する。

4 住居障害物の除去

都市整備部は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して、府が行う障害物の除去に協力し、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

障害物の除去は、災害救助法に基づき知事が実施する。ただし知事の委任を受けた場合には市長が実施する。

(2) 障害物除去の範囲

障害物の除去は、居室、炊事場、便所のように生活上欠くことのできない場所又は玄関のみを対象とした応急的な除去に限られる。

(3) 必要に応じ、本部事務局を通じて、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

5 被災建築物に対する指導・相談

市は被災建築物に関する市民の各種相談に応じるとともに、必要に応じ指導等を行う。

(1) 相談窓口の設置

市民の相談等に対応するため、相談窓口を本庁に開設する。

(2) 危険建築物の解体指導

余震等で倒壊の恐れがあり、他へ被害を及ぼす恐れがある建築物について、優先順位付けを行うなどし解体指導等を行う。

(3) 応急措置に関する指導・相談

二次部材の脱落や電気・ガス等による事故防止のため、市民へ広報を実施するとともに、必要に応じ指導を行う。

第4節 ボランティアの受入れ

実施担当	健康福祉部、枚方市社会福祉協議会
------	------------------

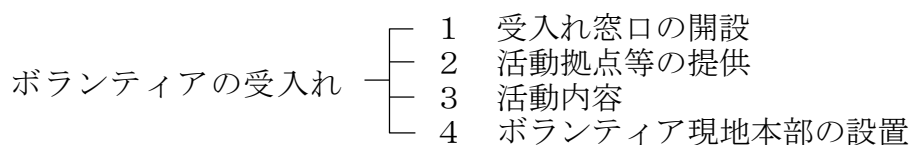
《基本的な考え方》

市、府、日本赤十字社大阪府支部、枚方市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 受入れ窓口の開設

健康福祉部は枚方市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動拠点等の提供

健康福祉部は枚方市社会福祉協議会と連携して、「枚方市災害ボランティアセンターの設置・活動マニュアル」に基づいて総合福祉会館内に枚方市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに必要な場所や情報の提供等を行い、活動に協力する。

(1) ボランティア活動拠点施設の提供

災害状況に応じて、ボランティア活動拠点施設を提供する。

(2) 情報提供等

ア ボランティア活動に必要な最新情報を提供するなど、ボランティアと密接

に協議、連絡及び調整を行い連携を図る。

イ 枚方市災害ボランティアセンターで取り扱うボランティア内容を明確にした上で、その一覧を災害対策本部事務局にも掲示するなど、密接に情報共有を図る。

ウ 事務用品や必要な機材を準備する。

3 活動内容

主な活動内容は、おおむね次のとおりである。

なお、活動拠点は、市庁舎、指定避難所、物質集積所などとなる。

活動内容	明細
救急救助活動	被災地域
物資集積所支援	輸送、入出庫、在庫管理、受入事務等
給水活動支援	輸送、応急給水所の管理、給水管理事務
在宅被災者等の支援	被災地域
指定避難所運営支援	初動活動整備、運営活動
清掃等支援	指定避難所、被災地域
災害廃棄物等除去	被災地域
要配慮者支援	指定避難所、被災地域

4 ボランティア現地本部の設置

健康福祉部は、大規模な災害が発生しボランティアによる長期の支援が必要と判断したときは、枚方市社会福祉協議会と連携して総合福祉会館にボランティア現地本部を設置し、ボランティア活動に対し適切な支援を行う。

ボランティア現地本部の運営は枚方市社会福祉協議会が支援し、必要な事務用品や機材については、健康福祉部が調達し支援を行う。

ボランティア現地本部は、府及び府社会福祉協議会等と連携を図り、登録ボランティアの派遣要請や、他市町村からのボランティアの申し出の受付や必要な情報提供を行う。

〔現地本部の活動〕

- (1) ボランティア受入れの総合窓口
- (2) 各ボランティア活動拠点との連絡調整
- (3) 指定避難所等からのニーズの把握
- (4) 活動に関するルール説明
- (5) 各ボランティアの活動のコーディネート

- (6) 市等との連絡調整会の開催
- (7) その他ボランティア活動中のトラブル等の対処・調整等

第5節 海外からの支援の受入れ

実施担当	関係部局
------	------

《基本的な考え方》

府、市をはじめ防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

《対策の体系》

海外からの支援の受入れ	┌ 1 府との連絡調整
	└ 2 支援の受入れ

《対策の展開》

1 府との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、府は国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 府及び市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 府及び市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第6節 要配慮者への支援

実施担当	健康福祉部、子ども未来部、枚方市社会福祉協議会
------	-------------------------

《基本的な考え方》

市及び枚方市社会福祉協議会は、市民、関係機関等と連携し、被災した避難行動要支援者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

要配慮者への支援	— 1 災害発生直後の避難行動要支援対策
	— 2 その後の避難行動要支援対策
	— 3 応急保育対策

《対策の展開》

1 災害発生直後の避難行動要支援者支援対策

災害発生直後において、健康福祉部は事前に把握している避難行動要支援者名簿情報を基に被災状況を把握するとともに、福祉避難所の開設準備や、社会福祉施設等への緊急入所、緊急ショートステイを中心とした活動を行う。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。

（1）避難行動要支援者の安否確認、避難誘導

市は、大規模災害が発生し、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「枚方市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に基づき、校区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員をはじめ自主防災組織、自治会等の地域住民組織や社会福祉事業者の協力を得ながら、避難行動要支援者への避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

（2）社会福祉施設等に関する被災状況の確認

所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の

被災状況の迅速な把握に努める。

(3) 災害情報の提供

障害者等の支援団体等に災害情報を提供するとともに、文字放送や手話放送等を活用するなど、それぞれの障害に応じた情報が確実に伝達されるよう配慮する。

(4) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

被災により、居宅、指定避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人又は保護者の意思を尊重した上で、施設機能を低下させない範囲内で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所・緊急ショートステイの措置を迅速かつ円滑に実施する。なお、指定避難所から福祉避難所等への移動・避難の適否については、避難者名簿や災害情報システムを適切に活用して判断（スクリーニング）するものとする。

社会福祉施設等に対しては、災害の状況等により、第1次避難所まで安全に移動できないと見込まれる場合、安全確保が図れるまでの間、一時的に受入れてもらうための協力体制の構築を進める。

(5) 指定避難所での要配慮者への配慮

健康福祉部は教育委員会、保健師等と協力して、指定避難所等に避難した高齢者や障害者、乳幼児等の健康状態等を把握し、スペースの確保や福祉避難室の設置、必要な生活必需品・医療用具・福祉用具等の確保・配布について配慮する。

2 その後の避難行動要支援者支援対策

健康福祉部は、社会福祉協議会、福祉サービス事業者と連携し、継続した福祉サービスを提供するための対策を講ずる。

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

なお、指定避難所の巡回・支援については、指定避難所派遣職員や保健師等と綿密な連携を図りつつ、避難所生活が著しく困難で支援（サービス提供に係る助言を含む）が必要な要配慮者や、福祉避難所への移送対象者のスクリーニングが必要な要配慮者が避難している指定避難所を主たる対象として実施する。

(1) 福祉ニーズの把握

福祉サービスが継続して受けられるよう必要に応じて居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等を定期的に巡回するとともに、指定避難所周辺の住民も含めた相談業務を行い、地域の福祉ニーズの把握に努める。

(2) 在宅福祉サービスの継続的提供

- ア 被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して従前のサービスを提供できるよう努める。
- イ 介護保険事業者等の社会福祉施設の早期再開に向けた支援を行い、避難行動要支援者に対する継続的な福祉サービスの確保に努める。
- ウ 被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(3) 福祉全般の相談

地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、市長公室が開設する住民相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

(4) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する福祉サービスの情報提供を行う。

3 応急保育対策

子ども未来部は、保育所等の乳幼児の安全を確保するため、休所等の措置や安否確認を行うとともに、速やかに応急保育再開に向けた措置を行う。

(1) 事前の措置

- ア 災害のおそれがあるときは必要な措置を検討し、速やかに施設長等へ伝達する。
- イ 保育所等の職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害のおそれがある場合は、次の事項のとおり施設長等と協力して災害応急対策に備える。
 - ① 休所、行事・会議・出張の中止
 - ② 保育所等入所乳幼児の避難、保護者への連絡方法の検討
 - ③ 勤務時間外における所属職員の所在確認や非常招集方法の検討

(2) 災害時における応急対策

- ア 保育所等の開所時間中に災害が発生した場合は、乳幼児の安全確保に全力をあげて取り組むとともに、乳幼児の安否、被災状況等を把握し速やかに本部事務局へ報告する。
- イ 休所、中途帰宅等が必要と認められる場合は、保護者への連絡その他必要な措置を講ずる。
- ウ 保育所等の開所時間外に災害が発生した場合、職員は災害状況に応じ、あらかじめ定める基準に基づき所定の施設に参集し、災害応急・復旧対策に協力するとともに、応急保育の実施や施設の管理のための体制確立に努める。

(3) 応急保育の実施

ア 災害により通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、乳幼児及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急保育を実施する。

イ 応急保育の実施場所

災害により施設が損壊した場合、残存施設や近隣の公共施設等を活用して保育の継続を図る。

ウ 保育所等入所乳幼児の健康保持

- ① 被災の状況を勘案し、平素の保健管理、安全指導を強化する。
- ② 被災地域の保育所等入所乳幼児に対して、健康福祉部と緊密な連絡を取り、感染症の予防について適切な措置をとる。
- ③ 被災した乳幼児の保護者に対しても種々の相談に応じる。
- ④ 災害の状況により、施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

(4) 応急復旧対策

ア 施設等が被災した場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、早急に平常保育ができる体制を整える。

イ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉所し、完全復旧するまで管理監督するとともに、代替施設等を検討する。

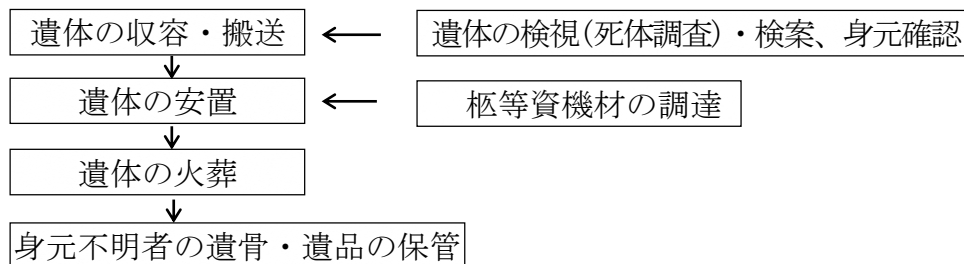
第7節 遺体対策

実施担当 健康福祉部、環境部、枚方・交野警察署

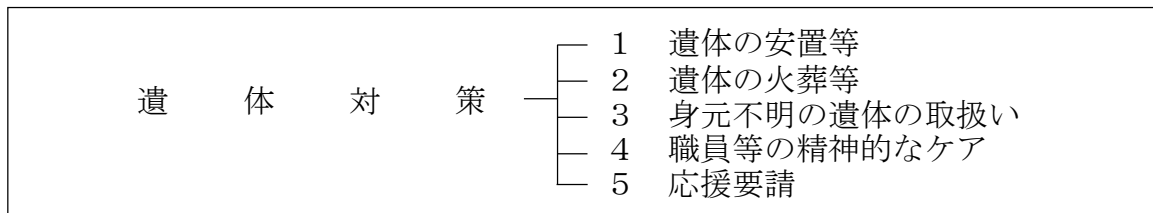
《基本的な考え方》

市は、災害の際、死者が発生した場合は、枚方・交野警察署や医療機関等と協力し、遺体の収容、安置、火葬等を円滑に実施する。

《対策の流れ》



《対策の体系》



《対策の展開》

1 遺体の安置等

(1) 遺体の安置

ア 資機材の調達及び遺体の保管体制の整備

- ① 環境部は、遺体安置のためのドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。
- ② 資機材の調達、遺体の保管体制の整備は、葬儀取扱店等の協力を得て実施するほか、必要に応じて本部事務局を通じて他市町村に対し応援を要請する。
- ③ 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具の確保に努めるとともに、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、洗浄用の水の確保に努める。

イ 遺体安置所の開設

環境部は健康福祉部と協力して、遺体の収容措置が生じたときは、必要に

応じて避難者が避難する指定緊急避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所に遺体安置所を開設する。

- ① 遺体の身元識別に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、状況に応じて後方支援活動拠点施設から遺体安置所を選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- ② 遺体安置所の設営については、葬儀取扱店の協力を得て実施する。

ウ 遺体の搬送

- ① 遺体は警察等により遺体安置所に搬送される。健康福祉部は環境部と協力して遺体を安置する。
- ② 搬送前または搬送後に行われる警察官による検視（死体調査）、及び医師による検案を受けた遺体は、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

エ 遺体安置所の運営

健康福祉部は環境部と協力して、身元確認のために遺体取扱台帳の作成を行う。遺品を整理し、遺体を納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体収容台帳に記録する。

- ① 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案が行われるため、警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ② 遺体安置所には責任者を配置するほか、葬祭扶助等に関する相談のための要員を確保するとともに、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員の配置についても検討しておく。
- ③ 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- ④ 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

(2) 遺体収容に係る書類

健康福祉部は、遺体収容にあたっては以下の書類を整理する。

- ア 遺体収容台帳
- イ 支出関係書類

2 遺体の火葬等

(1) 遺体の火葬等の方法

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を受けた上で、市民生活部の埋火葬許可書の交付を得なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

ア 遺体安置所における取扱い

- ① 納棺又は火葬に至るまでの業務（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置）は、葬儀取扱店の協力を得て実施する。
- ② 遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

- イ 死亡者多数のため、または火葬場被災のためやすらぎの杜では対応できない場合
- ① 環境部は、他市町村での火葬実施の手配を、大阪府広域火葬計画に基づき本部事務局を通じて大阪府に応援要請する。
 - ② 他市町村への遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できるものとし、総務部に確保を要請する。
- ウ 遺族が混乱期のため遺体の処理、火葬を行うことが困難な場合は、環境部が代わって実施する。
- エ 火葬場の耐震化により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。
- (2) 火葬等の期間
- ア 遺体の火葬等の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
- イ 災害発生から10日間で火葬等が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。
- (3) 火葬等に関する書類
- 火葬等を実施するために必要な以下の書類を作成する。
- ア 火葬等台帳
- イ 火葬等支出関係書類

3 身元不明の遺体の取扱い

- (1) 身元不明の遺体については、枚方・交野警察署等に連絡の上、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（死体調査）後遺品等を保管する。
- (2) 身元が判明しない遺体については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 警察官の検視（死体調査）を経て、検視調書（死体見分調書）の作成された身元が判明しない遺体、又は確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、本部の判断で埋火葬許可証を交付し、火葬を行い、火葬後の遺骨は健康福祉部が寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

4 職員等の精神的なケア

遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

5 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

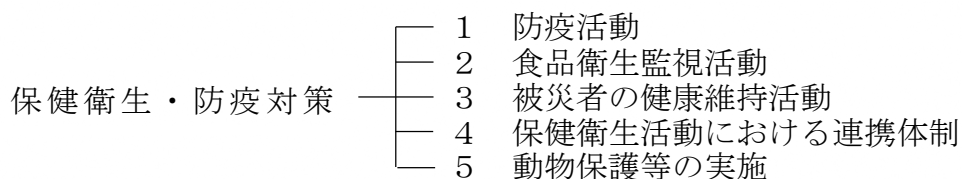
第8節 保健衛生活動

実施担当 枚方市保健医療調整本部、健康福祉部、市立ひらかた病院

《基本的な考え方》

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、次の防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。※
- (2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (3) 避難所等における感染症の発生状況等に係るアセスメントを実施し、必要な対策を講じる。
- (4) 次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

- ウ 指定避難所の防疫指導
- エ 衛生教育及び広報活動

- (5) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (6) 府の指示により、臨時予防接種を行う。(予防接種法第6条)
- (7) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (8) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。

- ※一類感染症 (エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)
- 二類感染症 (急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS(重症急性呼吸器症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA型H5N1、H7N9に限る。))
- 三類感染症 (コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス)

2 食品衛生監視活動

市は、食品衛生監視班を編成し、関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (1) 巡回相談等の実施
 - ア 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所及び応急仮住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
 - イ 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設やボランティアの協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な支援を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、必要に応じて精神科救護所を設置する。

4 保健衛生活動における連携体制

防疫活動、食品衛生監視活動又は健康維持活動において、市内での対処が困難になった場合は、枚方市保健医療調整本部は、他の保健所設置市や府に応援を要請する。

また、枚方市保健医療調整本部及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

5 動物保護等の実施

市、府、及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1) 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

ウ 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

(3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第9節 廃棄物処理対策

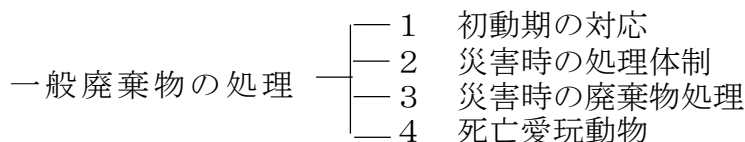
第1 一般廃棄物の処理

実施担当	環境部
------	-----

《基本的な考え方》

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、計画的かつ迅速に対応し、環境・安全・経済性に配慮した処理を行うと共に、可能な限りリサイクル及び再資源化を推進する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 初動期の対応

災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、処理施設の被害状況等を考慮した処理を行う。

2 災害時の処理体制

- (1) 具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画の作成に1か月以内に着手し、国が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）や本市災害廃棄物処理計画をもとに、3か月以内に策定する。
- (2) 実行計画には、基本方針、被災状況、災害廃棄物等の処理の概要、処理方法の具体的な内容、安全対策、管理計画等を示す。
- (3) 人材や資機材が不足し、市内だけでは災害廃棄物等の処理のための十分な体制が構築できない場合、市が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D. Waste-Net（国が主催する災害廃棄物処理支援ネットワーク）や、その他の広域連携について府に調整を依頼し、市外へ人材や資機材の支援要請を行う。
- (4) 市内の被害が比較的軽微で、隣接市町村の被害が甚大である場合には、人員・資機材等の支援が可能であるか検討する。

3 災害時の廃棄物処理

(1) 生活ごみ・避難所ごみ

生活ごみ及び避難所ごみはできる限り平常時と同様に収集運搬し、処理を行う。

(2) 収集運搬

ごみの収集運搬については、原則として以下のとおりとする。

ア 災害発生後、収集運搬車両等の被災状況を確認のうえ、実行計画で検討された収集運搬方法・ルートを基に、被災状況に応じた災害廃棄物等の収集運搬方法を決定する。

イ 機材が不足する場合は、府に要請し、府内市町村間や協定締結団体による支援を受ける。

ウ 全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生する、破損したガラス食器類、瓦、ブロック、畳、家具、家電等の片付けごみは、仮置場開設直後から1か月程は市民により持ち込まれるものの大半を占めるため、市民への分別方法・排出方法などの広報の徹底や、必要であればボランティアの要請等を行い、滞りなく処理を行う。

エ 発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理を行う。

仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図る。

仮置場の設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

(3) 処理

ア 道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

イ 最終処分量を極力削減するために、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り再生資材として活用することを基本とする。

4 死亡愛玩動物

災害によって死亡した犬猫等については、環境部が関係機関と協力して処理を行う。

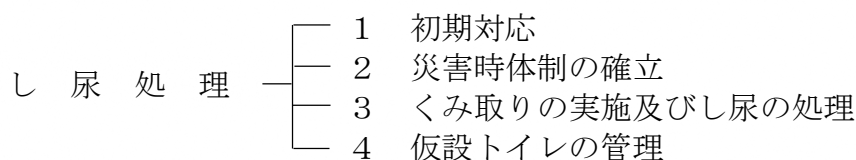
第2 し尿処理

実施担当	環境部、上下水道局、本部事務局
------	-----------------

《基本的な考え方》

市は、災害発生後の生活環境の悪化等に対処するため、被災地の状況を踏まえながら、し尿を迅速かつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生に万全を期する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 初期対応

- (1) 環境部及び上下水道局は、し尿処理・下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 本部事務局は、下水道関連施設の状況、指定避難所の開設状況及び避難者数に応じて仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレの手配・調達を行う。
- (3) 環境部は、水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込み、指定避難所の開設状況及び避難状況等を勘案し、設置された仮設トイレと被災地域におけるし尿のくみ取り見込み量及び浄化槽汚泥等の搬入見込み量を把握する。
- (4) 本部事務局は、災害の状況により、指定避難所を中心に、被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- (5) 指定避難所においては、必要な仮設トイレが設置できるまでの間、指定避難所のトイレが使用可能な場合はプールの水等を利用して既設トイレを利用する。指定避難所のトイレが使用できない場合は簡易トイレ・マンホールトイレを利用するなど、適切なし尿処理を行う。

2 災害時体制の確立

環境部は、大阪府と大阪府衛生管理協同組合が結んでいる災害時団体救援協定

書を基に大阪府へ協力要請し、大阪府衛生管理協同組合の支援協力を受けて、くみ取り式トイレ及び仮設トイレ（貯留式）のし尿くみ取りに従事する人員やバキューム車を確保する。また、必要に応じて近隣市町に応援を要請する。

3 くみ取りの実施及びし尿等の処理

- (1) 環境部は、必要な定期くみ取りを継続しつつ、被災地域を中心に必要な家屋について緊急くみ取りを実施する。
- (2) 指定避難所等に設置した仮設トイレ（貯留式）のくみ取りについては、大阪府衛生管理協同組合の支援協力によりバキューム車を手配し、仮設トイレの設置場所、数、利用人数を把握し計画的に実施する。
- (3) 市のし尿処理施設（下水前処理施設）でし尿及び浄化槽汚泥等の処理ができない場合は、他市町村の当該施設への搬入・処理を要請する。

4 仮設トイレの管理

- (1) 環境部は、適正なくみ取りにより、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) 仮設トイレの設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

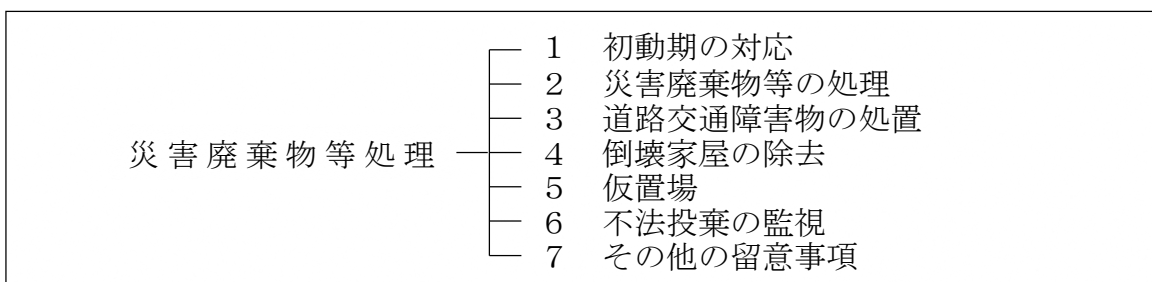
第3 災害廃棄物等処理

実施担当	環境部、土木部、都市整備部
------	---------------

《基本的な考え方》

市は、道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。可能な限りリサイクル及び廃棄物の再生資源化による復興資材としての活用を図る。

《対策の体系》



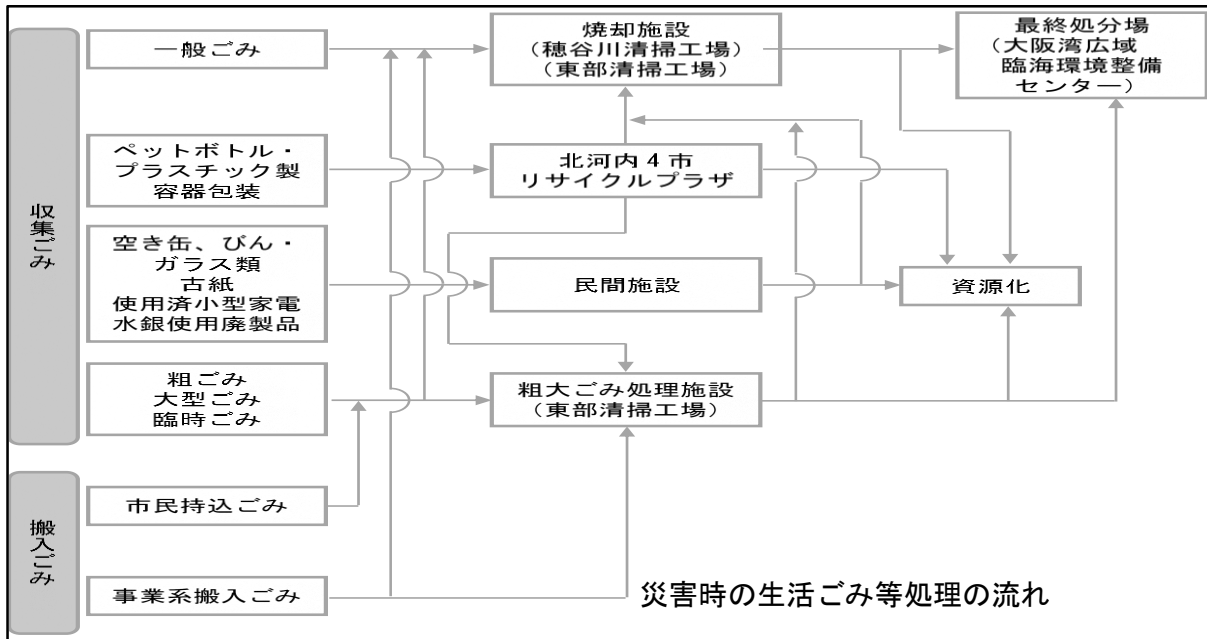
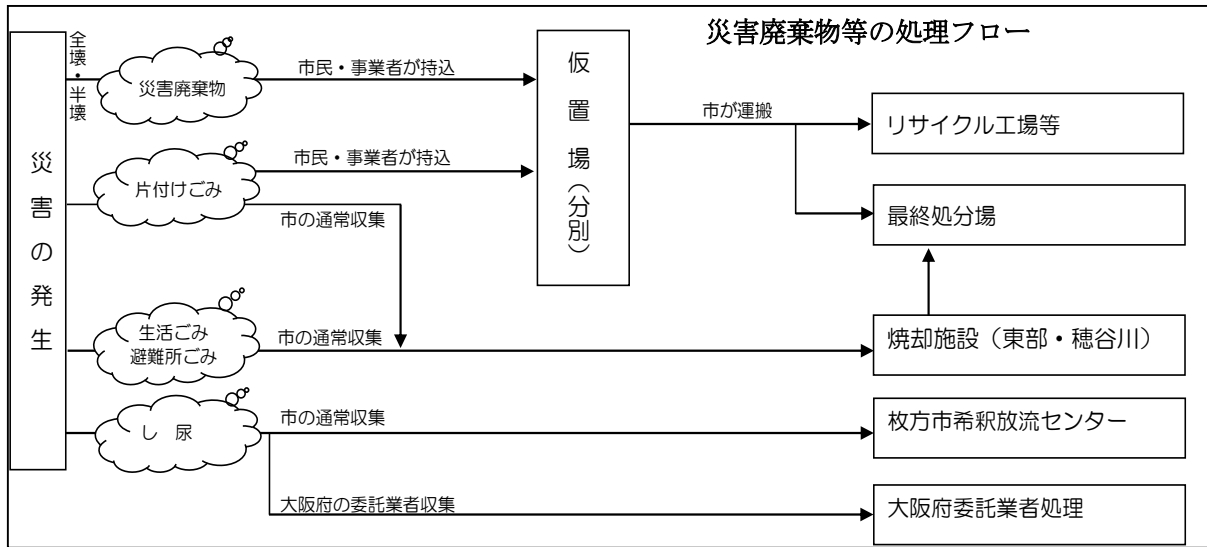
《対策の展開》

1 初動期の対応（環境部）

- (1) 災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、予め策定した処理スケジュールの見直しを行い、再構築する。
- (2) 発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理を行う。

2 災害廃棄物等の処理（環境部）

- (1) 仮置場で可能な限り分別・選別し、リサイクルの推進を図る。
- (2) 最終処分量を極力削減するために、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り再生資材として活用することを基本とする。
- (3) 石綿の含有が懸念される建築物及び建築物以外の構造物は、解体前に専門業者により分析調査等を行い、石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。
- (4) 有害性・危険性がある廃棄物及び適正処理が困難な廃棄物については、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行う。
- (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (6) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。



出典: 枚方市一般廃棄物処理基本計画(令和4年3月改定)

3 道路交通障害物の処置

土木部は、災害廃棄物等が道路交通を妨げ、また住宅をふさぐなどの障害が発生した場合は、都市整備部と連携して緊急に処置を行う。

(1) 障害物除去の実施方法

ア 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、災害時応援協定を締結している事業所等の応援協力のもとに実施する。

イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。

(2) 障害物の除去に必要な機械・器具の調達

ア 所有する機械・器具を使用するほか、必要に応じて災害時応援協定を締結している事業所等から迅速に調達して実施する。

イ 上記により調達が困難な場合は、府、近隣市町、関係団体等に応援を要請する。

(3) 障害物除去に係る人員の手配

建設業者において、人員の確保に不足をきたす場合は、府にあっせんを要請する。

(4) 除去した障害物の処分

ア 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃廃材、可燃廃材に分別して、それぞれの仮置場へ搬送する。仮置場へ搬送された廃棄物は、環境部が処理する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理する。

イ 可燃廃材は、再利用できるものはチップ工場等で、再使用不能のものは処理施設で焼却処理する。

ウ 不燃廃材は粉砕処理し、有害物については、専門業者により処理する。

4 倒壊家屋の除去

市は被災者の経済的負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

5 仮置場（環境部）

(1) 発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、必要があれば関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置し、運営・管理を行う。

仮置場の分別配置は、災害の規模や種類などを考慮する。

(2) 効率的な受入・分別・処理ができるよう廃棄物を分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルート of 整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行う。

6 不法投棄の監視

道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。

7 その他の留意事項

災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけ、飛散防止対策を徹底するとともに、関係法令を守るよう指導する。

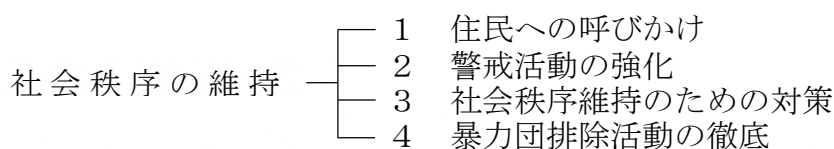
第10節 社会秩序の維持

実施担当	危機管理部、市長公室、枚方・交野警察署
------	---------------------

《基本的な考え方》

市は、大規模災害が発生した場合は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語や社会的な混乱を防ぐなど、枚方・交野警察署と連携して社会秩序の維持に努める。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 住民への呼びかけ

市長公室は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

危機管理部は、枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署と連携して、パトロールを実施する。

枚方・交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 社会秩序維持のための対策

[警察活動]

(1) 犯罪の予防・取締り

- ア 自主防犯についての注意指導、警告広報
- イ 警ら警戒活動の強化
- ウ 指定避難所等への巡回訪問の実施
- エ 臨時交番、検問所等の設置

オ 防犯警戒、一斉取締りの実施

カ 人心の不安、物資の不足に伴う紛争、その他集团的事案、暴利行為に対する警戒、取締り

(2) 流言飛語の防止対策

ア 災害に関する的確な情報の収集と広報活動による人心の不安の除去

イ 人心の不安を助長するようなデマ情報等の防止

(3) 保安対策

ア 銃砲刀剣類及び火薬類の所持違反等の取締り強化

イ 銃砲刀剣類所持等取扱法の規定による銃砲刀剣類等の授受、運搬又は携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

4 暴力団排除活動の徹底

枚方・交野警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第11節 ライフラインの応急対策

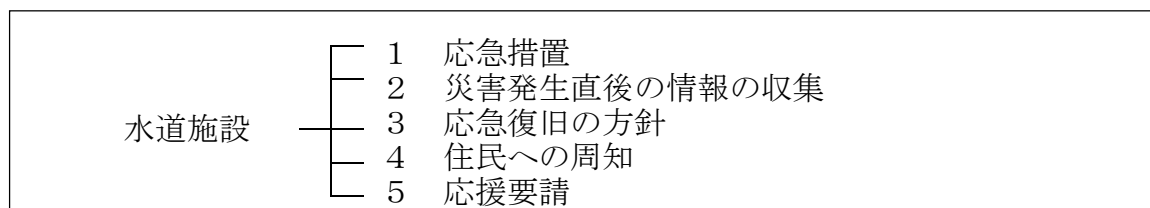
第1 水道施設

実施担当	上下水道局
------	-------

《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 応急措置

上下水道局は、災害発生後、施設の被害状況を早急に調査・把握し、二次災害の発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに次の措置を講ずるとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

- (1) 施設の損壊や漏水を応急復旧する。
- (2) 津波の遡上により河川の塩分濃度が水道水源として適さない場合は、直ちに取水停止の措置を行う。(大阪広域水道企業団などが行ったシミュレーションでは、塩水による影響は枚方市域まで及ばないと判断されている。)
- (3) 水道が汚染され、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。
- (4) 断水の連絡を受け、応急給水が必要となった地域については、給水車等による飲料水の供給等を行う。

2 災害発生直後の情報の収集

水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

3 応急復旧の方針

(1) 施設の応急復旧は、資機材及び消毒剤等を調達して復旧の確保を図り、指定避難所、病院、社会福祉施設等への給水を優先的に進める。

作業に当たっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

(2) 応急復旧に必要な機材は、常に点検、整備し万全を期す。

4 住民への周知

(1) 節水に努めるよう、住民に広報する。

(2) 水道施設の被害状況や、復旧見通し、また供給状況等を関係機関、報道機関に連絡するとともに、必要に応じて市長公室より、住民に広報する。

また、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

5 応援要請

災害の規模によって、枚方市指定給水装置工事事業者等の協力を得ても、なお応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、応援を要請する。

(1) 市域で震度5弱以上が観測され、市独自ですべての応急復旧体制を整えることが困難な場合は、大阪広域水道企業団と市町村が協力して設置する「大阪府広域水道震災対策中央本部」又は「ブロック本部」に支援を要請する。

一方、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受入れる。

(2) 自衛隊の応援が必要な場合は、市長は知事に要求する。

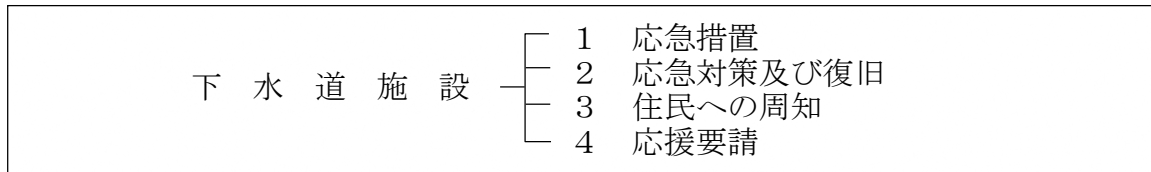
第2 下水道施設

実施担当	上下水道局
------	-------

《基本的な考え方》

市は、災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 下水道施設において二次災害の発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、必要に応じて枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急対策及び復旧

- (1) 災害復旧資機材の調達
上下水道局で所有している資機材等で不足する場合は、近隣市町、民間業者等から調達する。市で調達が困難な場合は、必要に応じて府に資機材等の調達を要請する。
- (2) 下水道施設の被害調査
処理場、雨水ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、職員で対応できないと判断される場合は、関係業者等の協力を求め、緊急に調査を実施する。
- (3) 応急復旧の方針
下水道施設は住民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。
また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。
- (4) 応急復旧方法
 - ア 下水道施設
処理機能が停止し、排水不能とならないよう必要な措置を講ずる。必要な措置を講じても、処理機能が著しく低下し、早急な復旧が無理と判断される場合には、生活排水及び事業場排水の使用制限を行い、早期の復旧を行う。
 - イ 管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

3 住民への周知

- (1) 生活水の節水に努めるよう、住民に広報する。
- (2) 下水道施設の被害状況や復旧見通しを関係機関、報道機関へ連絡するとともに、必要に応じて市長公室より住民に広報する。

4 応援要請

災害の規模により、枚方市下水道排水設備指定工事店の協力を得ても、なお応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、府又は府内の市町村に応援を要請し、その支援を受ける。

それでも対応できない大規模災害の場合は、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく応援を府を通じて要請する。

第3 電力供給施設

実施担当	関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）
------	--------------------------

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》

電力供給施設	{	1 応急措置
		2 応急供給
		3 広報

《対策の展開》

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害の発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広 報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意等について広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス供給施設

実施担当	大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）
------	------------------------

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》

ガス供給施設	{	1 応急措置
		2 応急供給
		3 広報

《対策の展開》

1 応急措置

都市ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、直ちに本部事務局、枚方寝屋川消防組合及び枚方・交野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達し住民に広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

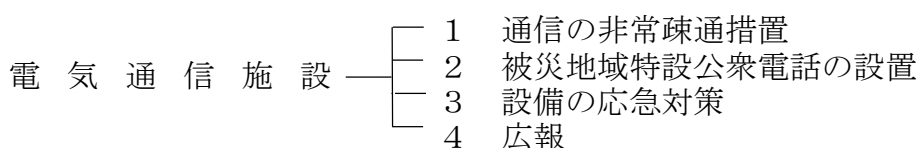
第5 電気通信施設

実施担当	西日本電信電話株式会社（関西支店）
------	-------------------

《基本的な考え方》

災害発生後、被害を早急に調査し、住民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組むとともに、二次災害防止対策を実施する。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通が出来ないことによる社会不安の解消に努める。

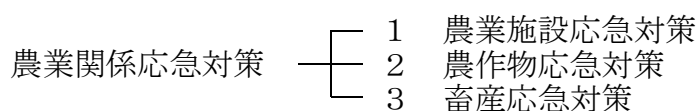
第12節 農業関係応急対策

実施担当	観光にぎわい部
------	---------

《基本的な考え方》

市は、農業協同組合等と連携し、迅速に農業に関する応急対策を講ずるものとする。

《対策の体系》



《対策の展開》

1 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上で応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 技術の指導

観光にぎわい部及び農業協同組合は、農地の亀裂、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、土壌改良土によりすみやかに復旧し、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努める。必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

(3) 園芸種子の確保あっせん

府は、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

(4) 病虫害の防除

観光にぎわい部は、府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病虫害防除指導を行う。

3 畜産応急対策

伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

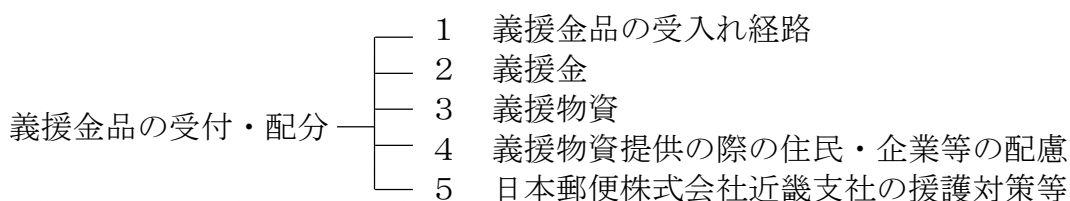
第13節 義援金品の受付・配分

実施担当 健康福祉部

《基本的な考え方》

市は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受けけるとともに、関係機関と協議して配分を実施する。

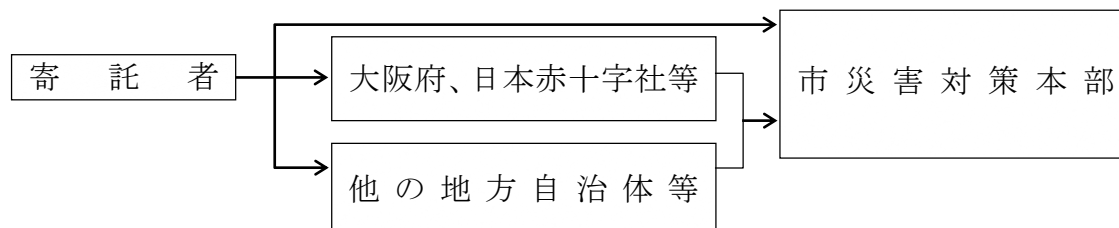
《対策の体系》



《対策の展開》

1 義援金品の受入れ経路

市への義援金品は、次に例示する経路で寄託され、健康福祉部が担当する。



2 義援金

(1) 受付

ア 市に寄託される義援金は、健康福祉部が受付窓口を開設して受けける。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管及び配分

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設けるなど、適切に保管する。また、配分にあたっては、関係機関等と配分方法や周知方法などについて協議・決定の上で行う。

3 義援物資

(1) 受付

- ア 市に寄託される義援物資は、健康福祉部が受付窓口を開設して受付ける。
- イ 義援物資の申し出があった場合は、以下の事項について確認し、申出受付簿を作成する。
- ① 受付時間
 - ② 受付担当者
 - ③ 提供者氏名、連絡先
 - ④ 物資の内容及び数量
 - ⑤ 輸送手段及び到着日時
 - ⑥ 輸送先（物資集積所）
- ウ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- エ 必要とする物資を明確にし、原則、長期保存が困難な物は受け入れない。

(2) 保管、輸送

- 義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積所等で保管する。
- また、物資集積所等から配分場所（指定避難所等）までの輸送は、輸送班が実施する。

(3) 配分

- 健康福祉部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

4 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。また、可能であれば市への寄付金やとして提供してもらえるように依頼する。

府及び市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

5 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、

被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔地震災害復旧復興対策〕

地震災害復旧復興対策の市が行う復旧復興措置等については、市災害対策本部が設置された場合における各部の活動を記述している。

なお、市災害対策本部を設置する前又は設置しない場合の活動は、市災害対策本部の組織の活動に準じて行う。

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

第1 罹災証明書の交付等

実施担当	市民生活部、関係部局
------	------------

《基本的な考え方》

市は、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害調査等に基づき罹災証明書の交付など必要な措置を講ずる。

《施策の展開》

1 罹災証明書の交付（災害対策基本法第90条の2）

市民生活部は災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 証明の範囲

住家の被害その他市長が定める種類の被害について証明する。

3 被災者台帳の作成（災害対策基本法第90条の3）

市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2 被災施設の復旧

実施担当	全部局
------	-----

《基本的な考え方》

市は、被害の程度を調査・検討し、府と連携・協力し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

住民の意向を尊重し、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

《対策の展開》

1 災害復旧事業計画の作成

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関と十分に連絡調整を図り計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の作成にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設等災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫負担する。
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財源援助措置

*本節第3「激甚災害の指定」を参照

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3 激甚災害の指定

実施担当	本部事務局（危機管理部）、総合政策部
------	--------------------

《基本的な考え方》

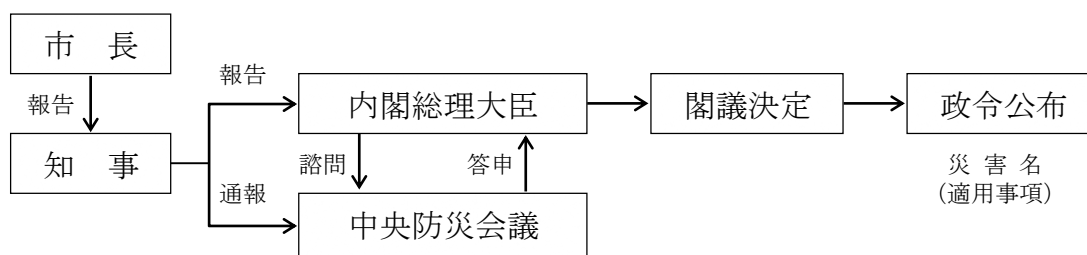
市は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画の実施に努める。

《対策の展開》

1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおむね次のとおり行われる。

- (1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。(災害対策基本法第53条第1項)
- (2) 市長からの報告を受けた知事は、この災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条第2項)
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めるときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。(激甚法第2条第3項)
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

激甚災害には、資料編第6章1に示す「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日／中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日／中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4 特定大規模災害

実施担当	本部事務局（危機管理部）
------	--------------

《基本的な考え方》

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度に基づき、支援を要請する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

第1 災害弔慰金等の支給

実施担当	危機管理部、健康福祉部
------	-------------

《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、市条例の定めるところにより見舞金を支給し、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

《対策の展開》

1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

対象となる 災 害	ア 枚方市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支 給 対 象	上記の災害による死亡者の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
支 給 額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の人が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

対象となる災害	災害弔慰金に同じ	
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害を有する人となった者	
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 イ その他の人が障害を受けた場合	250万円 125万円

3 枚方市災害見舞金品（枚方市災害見舞金品等給付条例）

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災（ただし、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる場合を除く。）	
支給対象	ア 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた世帯主…災害見舞金 イ 災害により市内において現に居住している家屋又は現に使用している家財道具に被害を受けた世帯の世帯主…災害見舞品 ウ 災害により市内において負傷した人…負傷見舞金 エ 災害により市内において死亡した人の遺族…死亡弔慰金	

第2 災害援護資金・生活資金等の貸与

実施担当	健康福祉部、枚方市社会福祉協議会
------	------------------

《基本的な考え方》

市及び府は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被害を受けた人に対して災害援護資金の貸与を行うとともに、府要綱に定めるところにより災害援護資金の貸与を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

《対策の展開》

1 災害援護資金の貸付

自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付を行う。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、府社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

実施担当	関係部局（市民生活部）
------	-------------

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、状況に応じて適切に講じ、被災者の早期立ち直りと生活の安定化に努める。

《対策の展開》

1 市 税

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、地方税法及び市税条例の規定に基づき、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3) 減 免

災害により被害を受けた納税義務者等が市税を納付することができないときは、市税条例及び市税条例施行規則に定めるところにより市税の減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人 の 府 民 税 含 む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。
そ の 他 の 税	災害により生じた被害の程度に応じて減免を行う。

2 府税・国税

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府税条例の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に講じる。

3 その他の減免措置

府及び市は、条例等に基づき、その他制度の減免措置を行う。

第4 住宅の確保

実施担当	都市整備部
------	-------

《基本的な考え方》

市は、関係機関と連携し、速やかに住宅の被害状況の把握に努め、災害により住居を失った人の住宅の確保並びに自力で住宅を確保する人に対し、幅広い支援に努める。なお、下記に基づき、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

《対策の展開》

1 住宅相談窓口の設置

住宅相談窓口を設置して、住民からの修繕、新築、融資等の相談、及び情報の提供を行う。また、必要に応じて建築関係団体への協力を要請する。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、府が策定する復興に関する方針及び市が策定する復興に関する計画に基づき、住宅復興計画を策定する。

3 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用
既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給
災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象と

して、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

府と協力・連携して、住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

実施担当	健康福祉部
------	-------

《基本的な考え方》

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、罹災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

《対策の展開》

1 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民

の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害。

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。

(3) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるもの。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

①上記（3）ア～ウの世帯 100万円

②上記（3）エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

①住宅を建設又は購入した場合

上記（3）ア～エの世帯 200万円

上記（3）オの世帯 100万円

②住宅を補修した場合

上記（3）ア～エの世帯 100万円

上記（3）オの世帯 50万円

③住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記（3）ア～エの世帯 50万円

上記（3）オの世帯 25万円

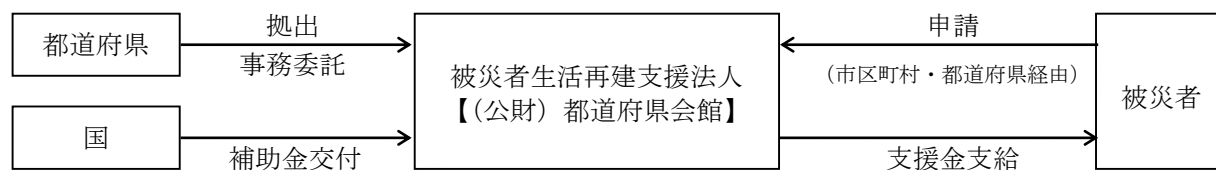
※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、
いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

（中規模半壊世帯は1／2）

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

（5）支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



（所管・内閣府）（支援金の1／2）

第3節 中小企業の復旧支援

実施担当	観光にぎわい部
------	---------

《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

なお、府及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

《対策の展開》

1 資金需要の把握・調査

国や府が行う中小企業関係の被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

2 資金の融資

- (1) 府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。
- (2) 枚方市小企業事業資金融資制度、同資金に対する信用保証料の補給及び利子補給制度等を活用し、被災した中小企業の復興と発展向上に努める。

3 中小企業者に対する周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、政府系金融機関の融資、府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資など、国・府が行う支援制度について中小企業者に周知する。

第4節 農業関係者の復旧支援

実施担当	観光にぎわい部
------	---------

《基本的な考え方》

市は、災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

《対策の展開》

1 資金需要の把握・調査

府が行う農業関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。

2 資金の融資

- (1) 農業協同組合等の協力を得て、府と協力・連携して被災した農業関係者に対する資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。
- (2) 天災融資資金、農林水産業資金、大阪府農林漁業経営安定資金をはじめ、枚方市農業資金利子補給制度等を活用し、被災した農業関係者の施設の復旧及び経営の維持安定に努める。

3 農業関係者に対する周知

農業協同組合その他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付等について、農業関係者に周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

実施担当	上下水道局、大阪広域水道企業団、 大阪府都市整備部、大阪府枚方土木事務所、 関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）、 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）、 西日本電信電話株式会社（関西支店）、 近畿地方整備局大阪国道事務所、 西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社 日本放送協会、民間放送事業者
------	---

《基本的な考え方》

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

《対策の展開》

1 水道（市、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

- ア 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

2 下水道（市、府（都市整備部））

（1）復旧計画

- ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難

易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

3 電力（関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所））

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。なお、被害状況を総合的に把握するため、電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部））

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店））

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

（2）広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

6 共同溝・電線共同溝（市、府（枚方土木事務所）、近畿地方整備局大阪国道事務所）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

（1）復旧計画

- ア 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- イ 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ウ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

（2）広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社）

（1）復旧計画

- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- イ 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

（2）広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

9 道路（市、府（枚方土木事務所）、近畿地方整備局大阪国道事務所）

（1）復旧計画

- ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
- エ 府は、指定市以外の市が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

実施担当	全部局
------	-----

《基本的な考え方》

市は、被災者の生活再建を支援し、住民とともに災害の再発防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりに努める。

《対策の展開》

1 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市、府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

2 市における復興に向けた取組み

- (1) 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- (2) 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。
また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- (3) 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様

な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

エ 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興事業の実施に関し必要な事項

